

神津島村国土強靱化地域計画

(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月

神津島村

【目次】

第1章 計画の概要.....	1
1 策定・改定の背景と目的	1
2 国や都の方針と内容	2
1)国の国土強靱化の方針	2
2)都の国土強靱化の方針と取組.....	3
3 計画の位置づけ.....	5
1)国土強靱化地域計画と関連計画の位置づけ.....	5
2)計画の期間.....	5
4 基本的な方針	6
1)国土強靱化の取組姿勢	6
2)適切な施策の組み合わせ	6
3)効率的な施策の推進	6
4)個々の特性に応じた施策の推進	6
5)SDGs「持続可能な開発目標」の推進.....	7
第2章 対象とする災害と被害想定	8
1 本村の特性	8
1)地形等.....	8
2)地質等	9
3)社会的条件.....	10
2 対象とする自然災害.....	11
1)風水害(土砂災害)	11
2)津波.....	13
3)地震.....	14
4)火山噴火	15
第3章 脆弱性評価の考え方.....	16
1 脆弱性評価の考え方	16
2 想定するリスク	16
3 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ	17
1)基本目標.....	17
2)事前に備えるべき目標	17
3)リスクシナリオ	17
4 施策分野(個別施策分野と横断的分野)の設定	19
5 リスクシナリオと施策分野の相関(マトリクス)	19
第4章 脆弱性評価及び推進方針	20
1 最大限の人命保護	20

1-1	地震による建物倒壊や火災等による多数の死傷者の発生	20
1-2	津波等による多数の死傷者の発生	24
1-3	風水害や土砂災害等による多数の死傷者の発生	27
1-4	火山噴火による多数の死傷者の発生	29
2	迅速な救助・救急、医療及び避難生活の環境確保	30
2-1	生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	30
2-2	長期にわたる孤立地域の発生	34
2-3	消防等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足	36
2-4	大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱	38
2-5	医療・保健・福祉機能の麻痺	39
2-6	被災者の健康状態の悪化、感染症等の大規模発生	41
3	行政機能の確保	44
3-1	行政職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下	44
4	情報通信・情報サービスの確保	46
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	46
4-2	情報サービスの機能停止による避難行動や救助・支援の遅れ	48
5	経済活動の機能維持	53
5-1	サプライチェーンの寸断や施設等の被災等による経済活動の低下	53
5-2	食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下	56
5-3	農地、森林等の荒廃による生産基盤の機能低下	58
6	ライフライン、交通等の早期復旧	60
6-1	ライフラインの長期間にわたる機能停止	60
6-2	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	63
6-3	基幹的な交通ネットワークの長期間にわたる機能停止	64
6-4	防災インフラの長期間にわたる機能不全	66
7	強靱な姿で復興する条件の整備	68
7-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	68
7-2	人材不足、地域コミュニティの崩壊等による復興の大幅な遅れ	69
7-3	生活・経済支援の遅延による復旧・復興の大幅な遅れ	72
第5章 重点プログラムの設定		74
1	プログラムの重点化の考え方と設定方法	74
2	重点化すべきプログラムの一覧	74
3	重要業績指標(KPI)	75
第6章 計画の推進		76
1	本計画の進捗管理	76
2	他の計画等の見直し	76

第1章 計画の概要

1 策定・改定の背景と目的

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、基本法前文に記載された「大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させる」ために、政府一丸となって取組を推進してきました。

国では、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、国土強靱化実施中期計画に関する規定及び国土強靱化推進会議に関する規定を設ける等の必要があることから、令和5年6月に基本法の改正が行われました。

これは、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等も踏まえて本計画を見直し、国土強靱化の取組の強化を図ることを目指し、本計画（令和5年7月28日閣議決定）を基本として本計画以外の国土強靱化に関する国の計画等の必要な見直しを進めることにより国土強靱化に関する施策を策定・推進し、政府一丸となって引き続き、強靱な国づくりを計画的に進めていくこととしています。

中長期の将来にわたる国土強靱化の取組は、「国土強靱化基本計画の見直しに当たって考慮すべき主要な事項や情勢の変化」を踏まえた上で、課題を整理し、政策の展開方向に沿って具体的な施策を推進することとしています。

都においては、「東京都地域強靱化計画」を平成28年1月に策定し、国土強靱化に関する施策を推進しているとともに、先人たちの精神を受け継ぎながら、これまで築き上げられてきた安全・安心な都市を、激甚化する風水害、いつ起きてもおかしくない大規模地震や火山噴火など直面する危機に対応できるようにレベルアップをするとともに、それを次の世代へ確実に引き継いでいくことを目指し、令和5年11月に「TOKYO強靱化プロジェクト upgrade I」を取りまとめ、更なる強靱化を進めています。

本村においては、令和3年3月に、大規模自然災害による甚大な被害を出さないよう、従来の「事後対策」から、様々な危機を想定した備えを行う「事前対策」を重視し、安全・安心で持続可能なむらづくりを推進するため、地域強靱化地域計画としては第1次となる「神津島村国土強靱化地域計画」を策定しました。

この第1次計画は令和7年度をもってその期間が終了することから、国や都の取組を踏まえ、新たな取組課題に基づき第2次の計画として策定するものです。

2 国や都の方針と内容

国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものです。

1) 国の国土強靱化の方針

令和5年7月に改定・公表された国土強靱化基本計画では、いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会を構築するため「国土強靱化」(ナショナル・レジリエンス)を推進するとしています。

また、国土強靱化を推進する3つのメリットとして、

- ① 被害の縮小
 - ・大規模自然災害等が起こっても、被害の大きさそれ自体を縮小
- ② 施策(事業)のスムーズな進捗
 - ・地域計画の策定・進捗管理による庁内意識の共有化、施策(事業)の効果的かつスムーズな推進
 - ・国の関係府省庁所管の交付金・補助金の重点配分、優先採択等の重点化及び一定程度の配慮
- ③ 地域の持続的な成長
 - ・地域の強靱化により、信頼性の向上、投資の呼び込み、地域活性化と連動した施策展開

を挙げています。

2)都の国土強靱化の方針と取組

都では、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律第95号）の第13条の規定に基づき、平成28年1月に東京都国土強靱化地域計画を策定しました。

国土強靱化とは、国土や経済、地域社会が災害などにあっても致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことを目指すものとし、都の地域特性やリスク等を踏まえ、

- ① 人命の保護
- ② 首都機能の維持
- ③ 公共施設等の被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

の4つの基本目標を設定しています。

そして、4つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定してより具体化し、達成すべき目標として8つの推進目標を設定しています。

都民の生活・経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されるものの、首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模自然災害が遠くない将来に発生する可能性があることと予測されていること、地球規模での気候変動に伴う台風の巨大化や短時間豪雨の増加傾向など、大規模自然災害はひとたび発生すれば、広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、まずは大規模自然災害を想定した目標としています。

なお、それに加え東京都国土強靱化地域計画年次事業一覧を作成し、都の強靱化にかかる事業を取りまとめ明記することで、一体的に運用していくこととしています。

また、都民の安全・安心を確保できる、強靱で持続可能な都市の実現を目指し、「TOKYO強靱化プロジェクト～『100年先も安心』を目指して～」を令和4年12月に策定・公表しましたが、変化するリスクを的確に捉え、ハード・ソフト両面から対策の強化・拡充を図るべく、「TOKYO強靱化プロジェクト upgrade I」を令和5年12月に取りまとめ、公表しています。

プロジェクトの対象とする事業の基本的な考え方は、

- ① 5つの危機への対策事業
(5つの危機への対策：「風水害への対策」、「地震への対策」、「火山噴火への対策」、「電力・通信等の途絶への対策」、「感染症にも強いまちづくり」)
- ② 本プロジェクトの推進に当たり、危機克服に効果が期待できる事業
(既存施設の更新のうち、災害時の機能維持を主目的とする取組などを含む。)
- ③ 都が主体的に実施・関与する事業（補助や政策誘導を含む。)

としています。

【東京都国土強靱化地域計画との関係】

- 「東京都国土強靱化地域計画」は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づき、国の基本計画を踏まえ、都における国土強靱化の施策を推進するための指針であり、既に策定されている様々な防災計画や、それに基づく具体的な取組を束ねるもの。
- 本プロジェクトは、都が直面する5つの危機への対策について、全庁的な共通の目線を設定した上で、2040年代に目指す都の姿から、「東京都国土強靱化地域計画」に基づき実施する事業も含め、バックキャストの視点で、都としてレベルアップすべき事業を位置づけ、推進。

【東京都地域防災計画との関係】

- 「東京都地域防災計画」は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、都、区市町村、防災関係機関等が、それぞれの役割の中で取り組むべき、予防対策・応急対策及び復旧・復興対策を示した計画。災害の種別ごとに震災編、風水害編、火山編、大規模事故編及び原子力災害編が作成。
- 本プロジェクトは、自然災害に起因する5つの危機への対策について、災害時に被害を最小限に抑える「減災」や、都市機能の早期回復の観点から、強靱化に向けて2040年代に目指す都の姿を実現するため、インフラ整備などハード面に主眼を置きつつ、デジタル技術や多様な主体との連携などソフト対策も組み合わせ、都が主体的に実施すべき事業を位置づけ、推進。

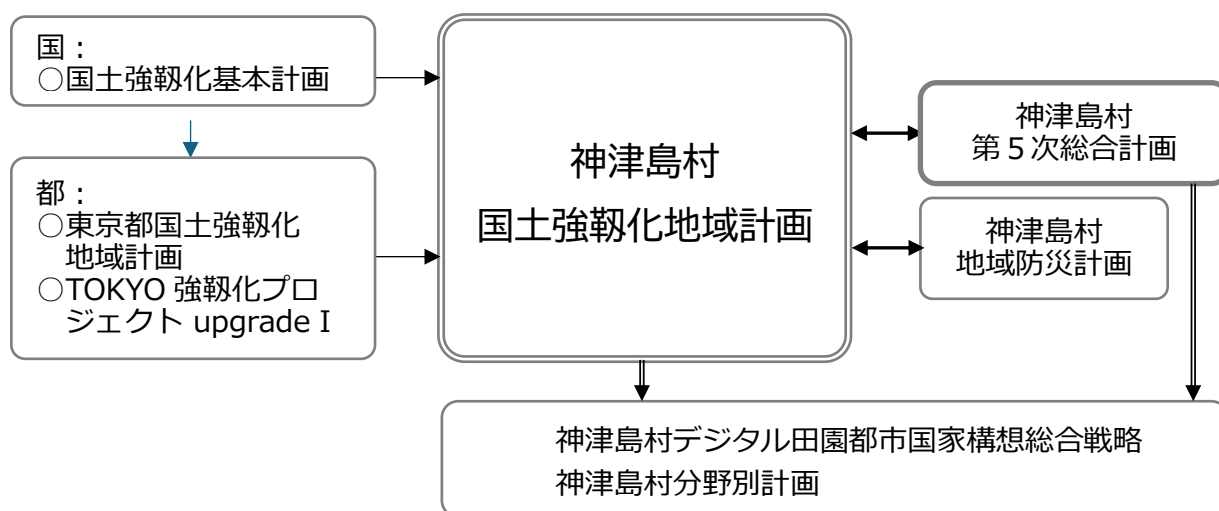
3 計画の位置づけ

1) 国土強靱化地域計画と関連計画の位置づけ

本計画は基本法第13条の規定に基づき、本村における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、他の分野別計画の指針となる計画（アンブレラ計画）です。

そのため、行政経営の総合的な指針である神津島村総合計画（令和8年度～令和12年度）との整合・調和を図りながら策定するとともに、災害対策基本法に基づき策定された神津島村地域防災計画と役割分担を図りながら本村の強靱化を目指すものとします。

また、地域の強靱化は、大規模自然災害等の様々な変化への対応を図り持続的な成長を促すことで、地域の活性化に結び付くものであるため、神津島村デジタル田園都市国家構想総合戦略と連携して取組を進めるものとします。



2) 計画の期間

計画期間は令和8年度から令和12年度までとし、社会情勢の変化や施策の進捗状況等によって、必要に応じて見直しを行います。

4 基本的な方針

過去の災害から得られた経験を教訓として、事前防災及び減災、迅速な復旧復興等に向け、以下の基本的な方針に基づき推進します。

1)国土強靱化の取組姿勢

- ① 村の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかを、あらゆる側面から検証しつつ取組みます。
- ② 短期的な視点によらず、時間管理概念をもちつつ、長期的な視野をもって計画的に取組みます。
- ③ 地域特性を活かした災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高めます。

2)適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設や道路の整備、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を組み合わせた効果的な施策の推進、そのための体制を早急に整備します。
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、行政と住民、企業が連携及び役割分担し、協働して取組みます。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平常時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

3)効率的な施策の推進

- ① 行政需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえ、財源の効率的な使用による施策の持続性、重点化を図ります。
- ② 既存の社会資本の有効活用、施設の維持管理等により、効率的かつ効果的に施策を推進します。
- ③ 国、都の施策、民間資金の積極的な活用を図ります。






4)個々の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めます。
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じます。
- ③ 環境との調和や景観の維持に配慮し、自然環境の有する多様な機能を活用するなど自然との共生を図ります。

5)SDGs「持続可能な開発目標」の推進

- ① 地域の強靱化を通じて、SDGsが目指す持続可能な環境や社会の構築を推進し、SDGsのゴール（目標）の主に9、11、13、14及び15の達成を目指します。
- ② ゴール17を踏まえ、村をはじめ、関係機関、企業や住民等の様々なステークホルダーの連携により地域の強靱化を目指します。

【本計画に関連するSDGsのゴールとターゲット】

 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る (ターゲット)</p> <p>09.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする (ターゲット)</p> <p>11.1 2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。</p> <p>11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る (ターゲット)</p> <p>13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。</p> <p>13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。</p>
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する (ターゲット)</p> <p>14.7 2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。</p>
 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、並びに生物多様性損失の阻止を図る (ターゲット)</p> <p>15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。</p>

- SDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」とは、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2016年から2030年までの15年間で達成することを目指した国際社会共通の目標です。
- 持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット（取組・手段）から構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

第2章 対象とする災害と被害想定

1 本村の特性

1) 地形等

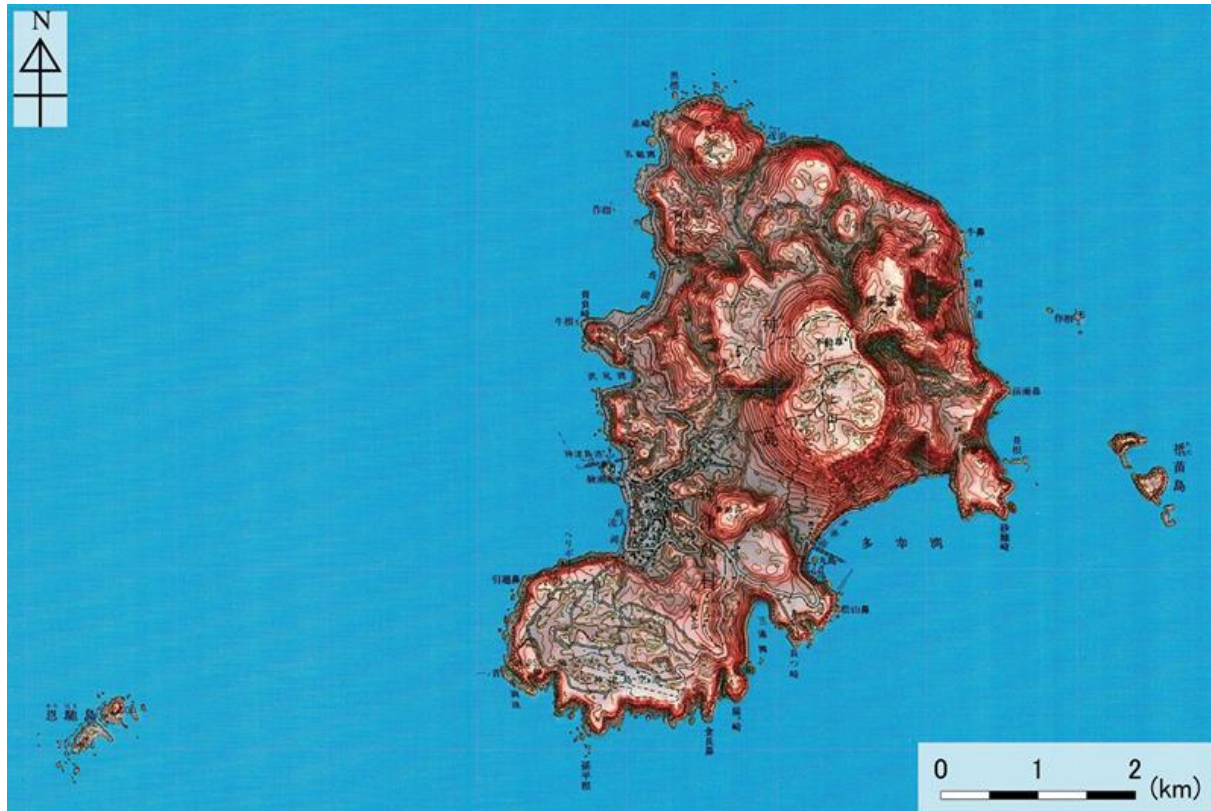
神津島は伊豆－マリアナ島弧上の火山島であり、都心から南南西約170kmにあり、その平面形はひょうたん形で、北北東-南南西の長軸が約6.5km、最大幅約5km、周囲約24km、面積約18.5km²となっています。太平洋プレートの沈み込み帯に沿って、フィリピン海プレート上に形成される火山フロントに当たり、主に流紋岩の溶岩ドーム群と溶岩流、火砕岩、火災サージ堆積物等からなります。

また、本島は多数の火砕丘と溶岩円頂丘とから構成されており、主に流紋岩の溶岩ドーム群と溶岩流、火砕岩、火災サージ堆積物等からなっています。地形的に変化に富み、地形の起伏が激しく、最高点は島のほぼ中央部に位置する海拔571.5mの天上山であり、それより南へ高処山・秩父山とらくだの背状に連なっています。

なお、なお、天上山は本島では最新の火山であり、その火砕丘や溶岩円頂丘の表面構造がまだ残されています。海岸部の多くは断崖となっており、浜は、前浜、長浜、返浜、多幸湾などがあります。

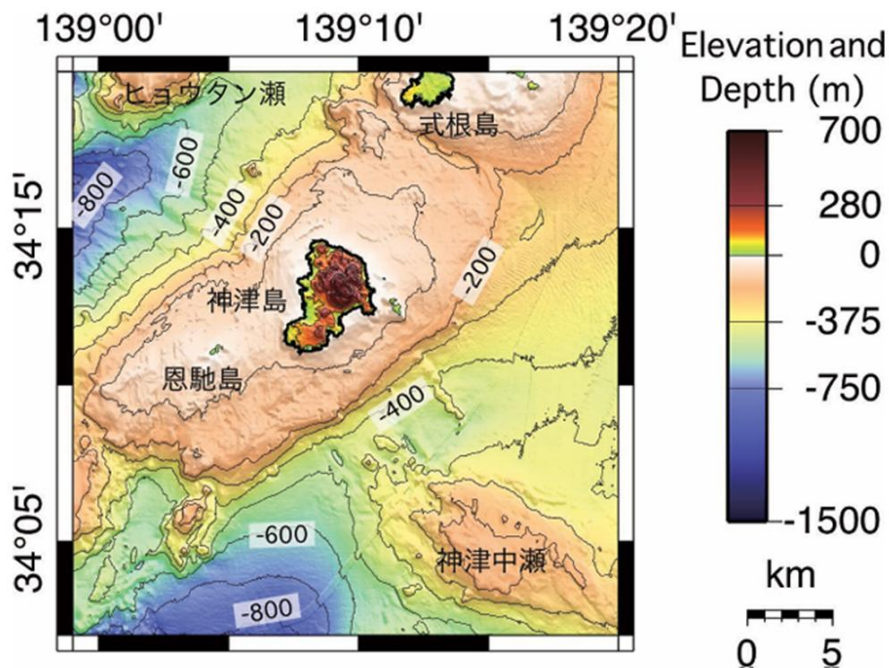
(産業技術研究所 地質調査総合センター「詳細火山データ集 神津島火山」等参照)

【地形図】



出典：国土地理院発行の5万分の1地形図及び数値地図50mメッシュ（標高）

【海底地形図】



出典：神津島周辺の海底地形図（海上保安庁海洋情報部）

2)地質等

神津島のほか、周辺の祇苗島・恩馳島・式根島及びこれらに伴う小島は、伊豆－小笠原海溝の西方約220km、海溝軸と平行に配列する低アルカリソレイアイト系列の火山であり、大島・三宅島・八丈島などで示される火山前線（volcanic front）よりも24～39km西方にある流紋岩の単組成火山群です。

神津島には少なくとも16個の流紋岩単成火山（火砕丘+溶岩円頂丘/厚い溶岩流）が存在し、溶岩円頂丘あるいは厚い溶岩流はその規模が大きいもの（長浜火山溶岩流）で長さ4km、厚さ150mを超え、小さいもの（花立火山溶岩円頂丘）では基底径0.4～0.45km、厚さ100mとなっています。

海食崖で観察される、一般に古期の溶岩は、紫蘇輝石流紋岩・カミングトン閃石流紋岩・黒雲母流紋岩などと各種であり、主として島の内部、高所に分布する新期の溶岩（及びそれらに伴う火砕物）はほとんどすべて黒雲母流紋岩で構成されています。

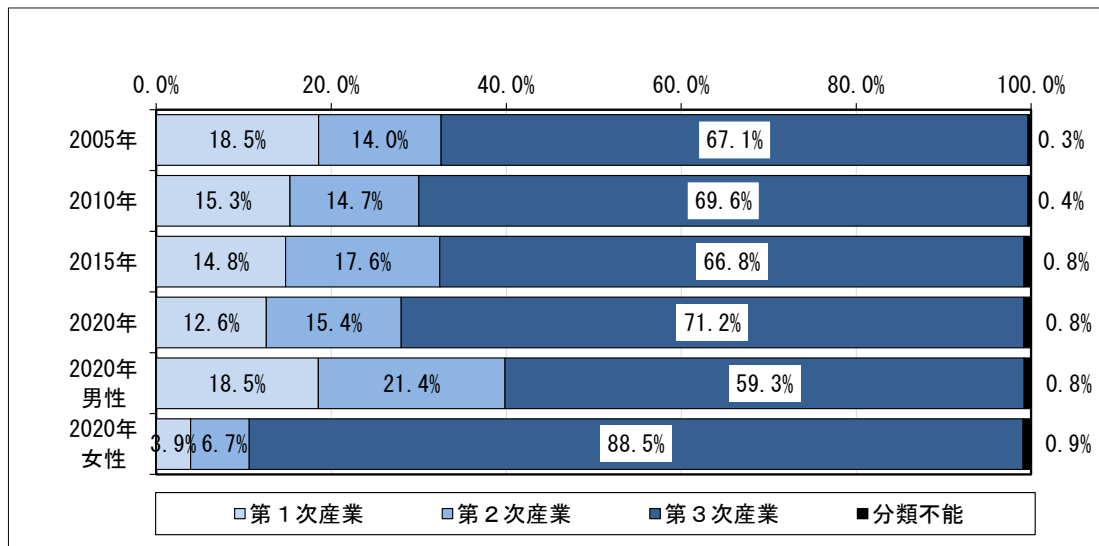
3)社会的条件

本村の人口は1,737人（住民基本台帳、令和7年1月1日現在）で、年少人口234人（13.5%）、生産年齢人口902人（51.9%）、老年人口601人（34.6%）であり、高齢化が進んでいます。また、世帯数は911世帯となっています。

国勢調査による産業3区分別の就業者割合では、第1次産業が減少傾向にあり、第2次産業は2015年には増加傾向で推移していましたが、2020年では減少傾向に転じています。第3次産業については、2015年で減少していましたが、2020年においては増加傾向となっています。

2020年の男女別就業者数の割合では、男性は女性に比べ第1次産業、第2次産業の割合が高くなっています。

【産業3区分別就業者割合の推移】



出典：国勢調査

主な道路としては、赤崎と多幸湾を連絡する延長約12kmの都道神戸山多幸線（都道224号線）があり、村道は約220路線、延長約70kmが整備されています。

本土から神津島へのアクセスとしては、竹芝栈橋から高速船及び大型船で結ばれ、また、下田港からはフェリーが運航しています。空路は、調布飛行場と飛行機で結ばれています。

本村では、漁業、農業、観光が主産業であり、昔から特に漁業が盛んで、キンメダイ、イセエビ、赤いか、タカベなどの魚種やとこぶし、あわびなどの貝類、天草、イグスなどの海藻類を季節ごとに漁を行っています。また農業では、あしたばやレザーフアン、パッションフルーツなどが代表作物です。観光は年間約4万人の方が島を訪れています。

本村の公共建築物の多くは、新耐震基準以降に建設されていますが、一部は、旧耐震基準である1981年以前の建設で、公共施設全体の延床面積の約2割を占め、役場本庁舎など、改修・更新に至っていない施設もみられます。

2 対象とする自然災害

本村では、南海トラフ巨大地震による津波被害や元禄型関東地震、近海の群発地震などの地震動による被害、台風や豪雨による風水害や土砂災害など、様々な災害リスクが想定されます。

1)風水害(土砂災害)

伊豆諸島の気候区分は、黒潮の影響を受ける温暖多雨の海洋性気候で、降水量は年間平均3,000mm程度であり、全国の平均降雨量1,700mmに比べて多くなっています。本村においては、平年値の年降水量は2,271.3mmで、台風の影響を受ける8月～10月に多くの降雨があります。

【気象データ（平年値）】 ※統計期間：2003年～2020年

要素	降水量 (mm)	平均気温 (°C)	日最高気温 (°C)	日最低気温 (°C)	平均風速 (m/s)
1月	98.5	8.5	10.6	6.3	7.6
2月	128.0	9.1	11.4	6.6	7.1
3月	198.8	11.4	13.9	8.7	6.7
4月	170.5	15.0	17.4	12.6	6.1
5月	183.4	18.6	20.9	16.4	5.1
6月	262.8	21.2	23.3	19.5	4.5
7月	189.4	24.6	26.8	23.0	4.4
8月	197.1	26.3	28.6	24.5	4.2
9月	208.1	24.1	26.3	22.2	5.0
10月	334.0	20.0	22.1	18.1	5.6
11月	174.4	16.1	18.2	13.9	6.0
12月	126.3	11.2	13.4	9.0	7.7
年	2,271.3	17.2	19.4	15.1	5.8

出典：気象庁（過去の気象データ）

観測された、年最大降水量は2,929.0mm、日最大降水量は347.0mm、日最大10分間降水量は21.5mm、日最大1時間降水量は76.5mmです。2019年（令和元年）9月8日の台風15号では日最大瞬間風速58.1m/sを記録し、住宅被害や土砂崩落、道路の損壊、停電等の被害が発生しています。

本村は、全国でも有数の強風地帯であるとともに、波浪条件も厳しく、台風や風浪により離岸堤や護岸工、根固工の被害などが度々発生しています。また、天上山に源を発する神津沢は伊豆諸島中最大の沢で、豪雨の際は濁流が氾濫することがあります。

【気象データ（観測史上1～5位の値）】

要素名／順位	1位	2位	3位	4位	5位
日降水量 (mm)	347.0 (2006/8/8)	260.5 (2010/10/30)	258.0 (2004/8/23)	256.0 (2005/8/25)	251.5 (2012/3/5)
日最大10分間 降水量 (mm)	21.5 (2018/9/25)	21.0 (2014/7/19)	20.5 (2021/7/27)	20.0 (2022/8/13)	17.5 (2016/8/24)
日最大1時間 降水量 (mm)	76.5 (2022/8/13)	71.0 (2018/9/25)	67.5 (2010/7/8)	66.5 (2022/7/9)	61.5 (2023/9/8)
月降水量の 多い方から (mm)	800.0 (2004/10)	608.0 (2019/10)	568.0 (2010/10)	562.0 (2017/10)	532.0 (2010/7)
年降水量の 多い方から (mm)	2,929.0 (2010)	2,753.5 (2019)	2,728.0 (2006)	2,726.0 (2004)	2,590.0 (2020)
日最大風速 ・風向 (m/s)	43.4 東南東 (2019/9/8)	33.0 南東 (2007/9/6)	33.0 南 (2005/8/25)	31.9 南南東 (2017/10/23)	31.1 南 (2011/9/21)
日最大瞬間風速 ・風向 (m/s)	58.1 東南東 (2019/9/8)	46.3 南南東 (2017/10/23)	44.8 南東 (2019/10/12)	43.7 南南東 (2017/10/22)	41.7 西北西 (2014/12/16)

出典：気象庁（過去の気象データ）

本村をはじめ伊豆諸島は、台風来襲地域であるため毎年のように台風による被害ばかりでなく集中豪雨により過去に大きな被害を受けており、特に9月、10月の台風来襲時に被害が集中しています。

【過去の風水害の記録】

年	月	概要
1907年（明治40年）	7月	未曾有の大水害発生、与種から鉄砲水が吹き出す。全壊家屋31戸、半壊13戸、死者16名。
1917年（大正6年）		大暴風雨来襲、家屋全壊8棟、半壊73棟、漁船の流出8隻（15夜じけ）。
1979年（昭和54年）	10月	台風20号に伴う高波のため、港湾、漁業施設、道路等被害甚大、連続雨量95.5mm。
1988年（昭和63年）	10月	集中豪雨発生、雨量時間最大131mm、1日最大344mm、阿波命神社倒壊、林道天上山・宮塚山線損壊、村道とりが沢線全壊。
1990年（平成2年）	9月	台風19号の襲来により、村道14号線及び温泉施設に甚大な被害。
1995年（平成7年）	9月	台風12号により島内各所で土砂崩れ、樹木（杉）倒木、家屋一部損壊、連続雨量294mm。
1996年（平成8年）	9月	台風17号に伴う大雨による道路災害、特に林道の被害甚大。
1998年（平成10年）	9月	台風5号来襲、微小の被害。
2018年（平成30年）	10月	台風24号襲来。水道、電気などライフラインに被害発生。
2019年（令和元年）	9月	台風15号襲来。瞬間風速58.1m/sの猛烈な風を記録。軽傷1名、一部損壊47棟。断水80戸。

出典：神津島村「地域防災計画」

令和6年6月21日現在、本村では、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域が298箇所指定されており、うち233箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されています。

本村は、斜面崩壊等のリスクが高い地形条件にあり、地球温暖化に伴う海水温の上昇等により、台風の大型化、集中豪雨の頻発化などの傾向により、風害、土石流、高潮などの災害も懸念されています。

2)津波

記録によれば、これまで本村では津波の被害はないものの、都の防災資料では古くから八丈島や大島の津波の被害が多く記載されており、その多くの震源地は房総沖が多く、状況を判断すると北東から東側の海岸に津波が押し寄せたものと推測されています。

本島は、集落が西側に面しているため被害はありませんでしたが、2011年3月の東日本大震災の津波被害を踏まえて、東海・東南海・南海地震3連動に対する津波被害想定に基づく対策が進められています。

なお、南海トラフで発生する地震により、神津島港では、最大津波高24.46m、最大津波の到達時間13.9分と推計されています。

【島内各地での最大津波高と到達時間】

地名	最大津波高	1m津波高の到達時間	最大津波高の到達時間
南海トラフ巨大地震による津波			
神津島港	24.5m	12.0分	13.0分
沢尻湾周辺	18.8m	11.6分	13.2分
長浜海岸周辺	22.7m	12.0分	12.7分
各組湾周辺・赤崎遊歩道周辺	20.4m	11.3分	12.6分
三浦漁港（多幸湾）	13.7m	15.8分	16.6分
三浦湾	23.7m	15.1分	15.8分
島全体	28.4m	11.2分	12.5分
元禄型関東地震による津波			
神津島港	5.5m	27.1分	29.3分
沢尻湾周辺	5.9m	27.2分	29.6分
長浜海岸周辺	6.3m	26.7分	43.1分
各組湾周辺・赤崎遊歩道周辺	4.1m	24.9分	25.5分
三浦漁港（多幸湾）	9.0m	22.4分	29.5分
三浦湾	6.3m	22.5分	25.1分
島全体	11.0m	20.5分	21.0分

出典：神津島村津波浸水ハザードマップ基本図（暫定版）（平成25年12月）

3)地震

都に属する伊豆諸島及び小笠原諸島では、1923年の関東地震（M7.9）などのように相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震によって、伊豆諸島の北部を中心に、強い揺れや津波による被害を受けたことがあります。また、房総半島東方沖で発生したと考えられている1677年の地震（M8.0）や1972年2月の八丈島近海の地震（M7.0）、1972年12月の「1972年12月4日八丈島東方沖地震」（M7.2）などの関東地方東方沖合から伊豆・小笠原海溝沿いのプレート境界付近で発生する地震によっても、津波や強い揺れによって被害を受けたことがあります。しかし、伊豆・小笠原海溝付近ではM 8程度の巨大地震の発生は知られていません。

伊豆諸島の周辺では、火山活動に関連して、噴火の前後にやや大きな浅い地震や群発地震活動が発生して、局地的に大きな被害が生じることがあります。2000年（平成12年）6月26日以降、伊豆諸島の三宅島・神津島・新島付近で発生した群発地震は、2000年（平成12年）7月1日の震度6弱（M6.4）の地震により神津島村の歴史が始まって以来の大災害をもたらし、ライフライン施設、公共施設、民家等の生活基盤施設や道路、港湾等の産業基盤施設が甚大な被害を受けました。

また、本村は、「首都直下地震緊急対策区域」、「南海トラフ地震防災対策推進地域」及び「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。

【伊豆諸島及び小笠原諸島周辺の海溝で起こる地震】

地震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
海溝型地震			
日本海溝 沿い	超巨大地震（東北地方太平洋沖型）	9.0程度	ほぼ0%
	福島県沖	7.0～7.5程度	50%程度
	茨城県沖	7.0～7.5程度	80%程度
	青森県東方沖から房総沖にかけての海溝寄り	8.6～9.0	30%程度
	沈み込んだプレート内の地震	7.0～7.5程度	60%～70%
房総沖	—	—	
相模 トラフ	相模トラフ沿いのM 8クラスの地震	8クラス (7.9～8.6)	ほぼ0%～6%
	プレートの沈み込みに伴うM 7程度の地震	7程度 (6.7～7.3)	70%程度
南海 トラフ	南海トラフで発生する地震	8～9クラス	60～90%程度

（算定基準日：2025年1月1日）

4)火山噴火

神津島は周辺の島（祇苗島(ただなえじま)・恩馳島(おんばせじま))を含めて18以上の流紋岩質単成火山から構成され、溶岩ドームもしくは厚い溶岩流を形成し、火砕流や火砕サージの発生を伴う火山もあります。

神津島の過去数万年に及ぶ噴火活動史の詳細は明らかになっていませんが、神津島における最新の活動は9世紀に起こった天上山火山の噴火であるものの、それ以前の神津島の噴火活動史は必ずしも明らかになっていません。

噴火の形態としては、流紋岩質マグマにより、火砕サージ・火砕流の発生や、火砕丘の形成等爆発的噴火のほか溶岩ドームの形成、溶岩流が浅海域を覆った部分で、二次爆発が発生した痕跡が認められています。

現時点における噴気活動は観測されていませんが、神津島の地下に現在もマグマの蓄積が進んでいる可能性を示唆する地殻変動が見られています。

【噴火特性】

○噴火の初期にはマグマ水蒸気爆発が発生する可能性が高く、山体成長が続けば火砕丘の形成から溶岩の流出へと活動様式が推移する可能性がある。
○流紋岩質マグマにより溶岩ドームが形成される場合には数か月～数年間活動する可能性がある（9世紀には2～3年間程度噴火活動が継続した）。
○マグマと海水が接することによる水蒸気爆発、溶岩ドーム形成、溶岩流・溶岩ドームが沿岸部に達することによる二次噴火等、火口位置により噴火活動が多様である。
○大規模なマグマ水蒸気噴火が発生した場合には、その影響が隣接の島（新島・式根島）に及ぶ可能性がある。
○大規模な地震あるいは地殻変動等が発生した場合、山体崩壊や地すべり及びそれに伴う津波が発生する可能性がある。

出典：神津島火山避難計画

【噴火ケースと火山現象】

噴火ケース		火山現象
浅海での噴火	マグマ水蒸気噴火	火砕サージ、火砕流、噴石、火山灰、津波（小規模）、降灰後の土石流
	マグマ噴火	火砕サージ、火砕流、噴石、火山灰、溶岩流（溶岩ドーム）、降灰後の土石流
	二次噴火	噴石、火砕サージ、火砕流、津波（小規模）
島内での噴火	マグマ水蒸気噴火	火砕サージ、火砕流、噴石、火山灰、降灰後の土石流
	マグマ噴火	火砕流、噴石、火山灰、溶岩流（溶岩ドーム）、溶岩崩壊型火砕流（小規模津波）、降灰後の土石流

出典：神津島火山避難計画

第3章 脆弱性評価の考え方

1 脆弱性評価の考え方

国の基本計画や都の地域計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本計画の策定においても、以下の手順により脆弱性評価を行い、強靱化のための推進方針を策定します。

2 想定するリスク

住民の生活・経済に影響を及ぼすリスクとしては、大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されますが、近い場所での地震、南海トラフ地震等の大規模自然災害が遠くない将来に発生する可能性があることと予測されていること、地球規模での気候変動に伴う台風の巨大化や短時間豪雨の増加傾向など、大規模自然災害はひとたび発生すれば、甚大な被害をもたらすものとなることから、まずは大規模自然災害を想定した目標とします。

本計画で対象とする「想定するリスク」は、今後、高い確率で発生が懸念され、特に甚大な被害が発生する可能性のある次の3つの災害を対象とします。

想定するリスク	理由
地震・津波	○本村は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定され、今後 30 年以内に南海トラフで M8～9 クラスの地震が発生する確率は 60～90%程度となっており、地震や津波発生の危険性は年々高まっています。 ○近海で M6.5 の地震の発生（2000 年）。震度 6 弱も含め、元禄型関東地震などのリスクがあります。
風水害 （土砂災害）	○本村は台風等の豪雨による浸水、土砂災害、高潮等による災害の経験があります。 ○近年、地球温暖化等の影響を受け、台風が大型化しているほか、気候変動により全国各地で集中豪雨による被害も激化しています。
火山噴火	○本村での近年の火山噴火はありませんが、噴火した場合は全島避難や甚大な被害を受けることが想定されます。

3 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ

脆弱性評価は、基本法第17条第3項の規定に基づき、リスクシナリオを想定した上で行うものとされており、国の基本計画を参考としながら、本村の地域の特性を踏まえ、以下に設定する基本目標のもと、事前に備えるべき目標と、その妨げとなる、起きてはならない最悪の事態としてのリスクシナリオを次のとおり設定します。

1)基本目標

本村は、住民、地域、企業・事業者及び国・都等と協働して、下記の4つを「基本目標」とした「強さ」と「しなやかさ」のある地域社会・経済の構築に向け地域強靱化への取組を推進します。

- I 人命の保護を最大限図ります。
- II 村の重要な機能が致命的な障害を受けないようにします。
- III 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ります。
- IV 迅速な復旧復興を図ります。

2)事前に備えるべき目標

本村は、4つの基本目標を達成するため、7つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

- 1 最大限の人命保護
- 2 迅速な救助・救急、医療及び避難生活の環境確保
- 3 行政機能の確保
- 4 情報通信・情報サービスの確保
- 5 経済活動の機能維持
- 6 ライフライン、交通等の早期復旧
- 7 強靱な姿で復興する条件の整備

3)リスクシナリオ

本村は、4つの「基本目標」と、7つの「事前に備えるべき目標」を達成するために、次のとおり23の「リスクシナリオ」を設定し、その回避に向けた取組を展開します。

【本計画におけるリスクシナリオの設定】

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 最大限の人命保護	1-1 地震による建物倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
	1-2 津波等による多数の死傷者の発生
	1-3 風水害や土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-4 火山噴火による多数の死傷者の発生
2 迅速な救助・救急、医療及び避難生活の環境確保	2-1 生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2 長期にわたる孤立地域の発生
	2-3 消防等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4 大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱
	2-5 医療・保健・福祉機能の麻痺
	2-6 被災者の健康状態の悪化、感染症等の大規模発生
3 行政機能の確保	3-1 行政職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下
4 情報通信・情報サービスの確保	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2 情報サービスの機能停止による避難行動や救助・支援の遅れ
5 経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーンの寸断や施設等の被災等による経済活動の低下
	5-2 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下
	5-3 農地、森林等の荒廃による生産基盤の機能低下
6 ライフライン、交通等の早期復旧	6-1 ライフラインの長期間にわたる機能停止
	6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-3 基幹的な交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
	6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全
7 強靱な姿で復興する条件の整備	7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
	7-2 人材不足、地域コミュニティの崩壊等による復興の大幅な遅れ
	7-3 生活・経済支援の遅延による復旧・復興の大幅な遅れ

4 施策分野(個別施策分野と横断的分野)の設定

本計画の施策分野については、脆弱性評価を踏まえ、23のリスクシナリオを回避するために、以下のとおり5項目の個別施策分野と4項目の横断的分野を設定します。

《個別施策分野》	《横断的分野》
①行政機能／消防等 ②健康／医療／福祉 ③情報通信 ④経済／産業 ⑤教育／文化	(A) リスクコミュニケーション (B) 老朽化対策 (C) 地域づくり (D) デジタル対応

5 リスクシナリオと施策分野の相関(マトリクス)

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	《個別施策分野》					《横断的分野》			
		①	②	③	④	⑤	A	B	C	D
1 最大限の人命保護	1-1	○			○		○	○	○	
	1-2	○			○		○			
	1-3	○					○			
	1-4	○					○			
2 迅速な救助・救急、医療 及び避難生活の環境確保	2-1	○	○				○		○	
	2-2			○	○					
	2-3	○					○		○	
	2-4	○			○					
	2-5		○	○						
	2-6	○	○							
3 行政機能の確保	3-1	○		○			○			○
4 情報通信・情報サービスの 確保	4-1	○		○						○
	4-2	○		○		○	○			○
5 経済活動の機能維持	5-1	○			○					
	5-2	○			○					
	5-3				○				○	
6 ライフライン、交通等の 早期復旧	6-1	○								
	6-2	○	○							
	6-3	○			○					
	6-4	○			○					
7 強靱な姿で復興する条件 の整備	7-1	○	○		○					
	7-2	○			○		○		○	
	7-3	○		○					○	

第4章 脆弱性評価及び推進方針

1 最大限の人命保護

1-1 地震による建物倒壊や火災等による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価①】

- 本村の住宅は築年数が経過している建物が多く、耐震性の向上の必要がありますが、第1次計画期間中、耐震診断、耐震改修等の助成件数は0件にとどまり、さらなる促進が必要となっています。（総務課）
- そのため、耐震性の向上の必要がある民間住宅に対して、耐震力の強化に向けた対策の促進を図る必要があります。（総務課）
- 「神津島村公共施設等総合管理計画」を踏まえ、著しく老朽化が進んでいる公共施設等への対策を重点的に進める必要があります。（総務課）

【強靱化の推進方針】

- 民間住宅、不特定多数が集まる施設、著しく老朽化が進んでいる公共施設等の耐震化の推進

【強靱化の取組内容】

- 著しく老朽化が進んでいる公共施設等への対策を重点的に進めます。（総務課）
- 「神津島村公営住宅等長寿命化計画」更新を行い新たな計画を基に修繕等を継続実施します。（建設課）

【脆弱性の評価②】

- トンネル及び橋梁や法面等の定期点検を実施し、通行の安全性を確保する必要がありますが、第1次の計画通り修繕を進めているもののさらなる改善を進める必要があります。また、法定点検を実施し脆弱性を常に評価する必要があります。（建設課）
- 村道とりが沢線86号線の都道への格上げは完了し、今後都との連携により当該路線の強靱化を進める環境は整いましたが、集落内道路は、狭隘な道路が多い現状でもあり、道路の耐震化、整備を促進する必要があります。（建設課）



【強靱化の推進方針】

- 道路、避難路、沿道建築物等の耐震化の推進

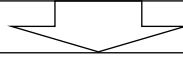


【強靱化の取組内容】

- 都道の一部狭隣区間における整備を促進するとともに、大黒根トンネルの延伸を都に要請し、その強化を進めます。（建設課）
- 村道121号線の延伸新設、村道120号線、清掃センター（ごみ焼却場）から村道沖の沢線までの改修及び新設、村道1号線から空港までの路線の改修及び橋梁の改修等を計画的に推進します。（建設課）
- 農道さぎや沢線等の改修整備を計画的に推進します。（建設課）
- 道路施設の点検、維持管理、老朽化対策を進め、道路の致命的な損傷を防止するため、神津島村道舗装長寿命化（修繕）計画、橋梁長寿命化計画に基づき村道の整備を計画的に継続実施します。（建設課）
- 避難路・輸送道路などの沿道建築物等の倒壊を避けるため、これらの耐震化や倒壊危険物の除去に努めるとともに、道路無電柱化は一部計画化が進んでおり、必要箇所における道路無電柱化に努めます。（建設課）
- 倒壊した電柱の早期撤去・復旧、道路啓開に向けた事業者等との連携体制を強化します。（建設課）
- 避難路沿道の老朽化した空き家は除去等の対応を促します。（総務課）

【脆弱性の評価③】

- 村内の密集性が高い地区においては、強風による延焼火災の可能性も抱えていることから延焼防止対策を進める必要があります。
(空港消防所・総務課・建設課)



【強靱化の推進方針】

- 出火・延焼の抑制



【強靱化の取組内容】

- 震災時の火災被害軽減のため、建物の不燃化や老朽空き家対策を行い、燃え広がらないまちづくりを推進します。(総務課)
- 円滑な消防活動のため、防火水槽及び自然水利を消火用水として活用できるように水際へのアクセス性を改善するなど、消防水利の整備を促進します。
(総務課)

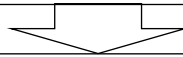
【脆弱性の評価④】

- 地域の住民が自分たちの生命・財産を守るため継続して防災訓練等を実施できるよう推進していく必要があります。（総務課）
- 住民等に対する災害関連標識等の改修は年間4箇所程度に止まっており、さらに進める必要があるとともに、外国語表記も進め観光客や住民等に対する防災知識等の適切な提供を図ることが必要です。（総務課）
- ハイシーズンの災害時の観光客避難対策を進める必要があります。（産業観光課）
- 家具の転倒防止策や身を守る行動等について、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要があります。（総務課）



【強靱化の推進方針】

- 地域防災力の向上



【強靱化の取組内容】

- 装備品・資機材の整備充実が図られている一方で、消防団員の減少に歯止めが掛からない現状を踏まえ、45歳の退団年齢を上げる等、団員確保を重点的に進めます。（空港消防所）
- ハイシーズンの災害時の観光客避難対策を進めます。（産業観光課）
- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、応急手当の普及や自治会等の充実強化、「学校防災マニュアル」の作成と配布も含め、学校等における防災教育の推進など協力体制を築きます。（総務課・教育課）
- 地区防災計画制度等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促すとともに、各種訓練等による災害対応能力及び連携能力を向上させます。（教育課）
- 村立学校内の家具類転倒防止器具の取付けを促進するとともに、家庭においても家具類転倒防止器具の取付けを促進します。（教育課）

1-2 津波等による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価①】

- 堤防・護岸等の海岸保全施設等については、発生頻度の高い津波への対応や耐震化・液状化対策等を計画的に進める必要があります。（建設課）
- 海岸保全施設等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する必要があります。（建設課）

【強靱化の推進方針】

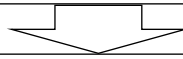
- 海岸保全施設の整備・耐震化

【強靱化の取組内容】

- 堤防・護岸等については、レベル1津波（最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな災害をもたらす津波）を対象として、都と協力し、嵩上げや耐震化、液状化対策等を計画的かつ着実に進めます。（建設課）
- 神津島港の西防波堤の延伸整備や三浦漁港における沖泊地及び徳目岸壁の整備など、都と協力し、安全に接岸・停泊できる港内水域の拡充、波高低減対策を促進するため、引き続き都に継続して要望を行います。（建設課）
- ライフライン施設など重要施設の新設の際には、津波浸水被害等がない地域への立地を促進します。（建設課・環境衛生課）
- 堤防等の整備に当たっては、漁業、海水浴利用等を十分踏まえた上で、自然との共生及び環境との調和に配慮します。（産業観光課）
- 長浜海岸の中央部浸食について、砂浜の保全・維持に向け、離岸堤移設計画中の都に対し、離岸堤を前方に移設するよう都に要請します。（産業観光課・建設課）

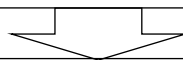
【脆弱性の評価②】

- 避難行動の遅れが人的被害に直結することから、津波浸水想定のお知らせや避難訓練を促進する必要があります。（総務課）
- 津波到達までの時間が短く、神津都市計画臨港地区・海岸の利用者が高所などへ避難できない地区においては、津波避難施設を整備する必要があります。（建設課・総務課）



【強靱化の推進方針】

- 津波避難対策の促進、早期避難の徹底

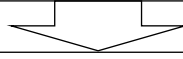


【強靱化の取組内容】

- 長寿命化計画に基づき道路法面の更新工事の継続を行うとともに、法面崩壊等の防止、沿道建物の耐震化など道路閉塞対策を進め、避難場所・避難路の確保を進めます。（建設課）
- 避難路（階段）が整備されている三浦漁港においては、南海トラフ巨大地震の津波でも対応可能な津波避難タワーの整備を促進します。（総務課）
- 津波ハザードマップの周知をはじめ、海拔情報の表示や津波避難場所看板、避難誘導サインなど現地情報の整備を進めます。また、沢尻湾、長浜海岸、赤崎に設置されている地震津波避難場所案内板の周知により、安全・安心の確保に努めます。（総務課）
- 津波避難行動の啓発や実践的な避難訓練を促進するとともに、住民・観光客等への情報伝達手段の多様化を図り早期避難の徹底に努めます。（総務課・産業観光課）
- 関係機関が連携した避難訓練を実施することにより、避難行動要支援者等の把握における問題点の洗い出しを行い、津波避難計画をより実効性の高いものへとローリングを図ります。（福祉課）
- 教育施設、社会福祉施設などでの津波避難訓練の推進、津波避難計画の整備を促進するとともに、海水浴客、釣り客、ダイバー等の避難体制の確立を図ります。（教育課）

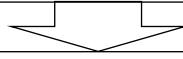
【脆弱性の評価③】

- 南海トラフ沿いの大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合、気象庁から発表される臨時情報を活用した防災対応を実施する必要があります。
(総務課)



【強靱化の推進方針】

- 南海トラフ地震臨時情報に係る防災対策の推進



【強靱化の取組内容】

- 南海トラフ地震臨時情報を十分に活用し、住民の被害軽減につなげる防災対応を実施するとともに、村、都及び防災関係機関等が連携し、南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制を確立します。(総務課)

1-3 風水害や土砂災害等による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価①】

- 本村では地形上、洪水による大規模な浸水の危険性はあまりありませんが、大型台風等の増加に伴って、高潮災害や高波・風害の防止が必要です。（総務課）
- 気候変動等の影響による集中豪雨、大型台風等の増加、さらには地震に伴う崖崩れや落石、道路崩落など土砂災害の発生リスクが高まっていますが、土砂災害危険箇所の整備率は低い状況であり、急傾斜地、砂防施設等の整備を促進する必要があります。（総務課）

【強靱化の推進方針】

- 風水害（土砂災害）対策の推進

【強靱化の取組内容】

- 神津島港、三浦漁港ともに海岸堤防の対策工事を継続していますが、海岸堤防の適切な維持・管理等に向け都と協力し、高潮・高波対策を推進します。（建設課）
- 風害対策として、送電設備や通信設備の倒木等による途絶の防止のため、沿道の樹木の剪定や伐採、工作物等の飛散防止に努めます。（総務課）
- 斜面崩壊や土石流など大規模な土砂災害を防止・軽減するため、都と連携し、砂防堰堤や法枠工などの砂防施設の整備と急傾斜地崩壊対策を推進します。（建設課）
- 森林の保全・整備による治山対策をはじめ、自然回復が困難で二次災害のおそれがある山地については、都と協力し、治山事業により復旧を図ります。（産業観光課・総務課）
- 都と協力し土砂災害警戒区域等の指定を促進するとともに、危険な箇所を周知します。（総務課）
- 土砂災害等により、道路が寸断され、避難等ができなくなる可能性がある地域については、代替路など防災性向上を図る道路整備を推進します。（建設課）
- 施設等の整備に当たっては、自然環境に配慮した整備手法の導入等に取り組めます。（産業観光課・総務課）

【脆弱性の評価②】

- 津波浸水域や土砂災害警戒区域等について、より一層周知及び活用に努めていく必要があります。（総務課）
- 気象警報や土砂災害警戒情報等を住民に提供するとともに、避難指示等の判断に活用していますが、伝達手段の多様化など警戒避難体制の構築を図る必要があります。（総務課）
- 大規模地震等による深層崩壊等、二次災害の発生を防止する避難情報を提供する体制を整備する必要があります。



【強靱化の推進方針】

- 警戒・避難体制の整備



【強靱化の取組内容】

- 住民がより適切な防災行動がとれるよう、各種ハザードマップ、警戒レベル、避難情報の種類など防災情報の周知を図ります。（総務課）
- 防災行政無線、全国瞬時警報システム（Jアラート）、緊急速報メール、ホームページ、通信キャリア、サイレン、広報車等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図ります。（総務課）
- 台風接近時における事前の防災行動を時系列に沿って整理した防災行動計画（タイムライン）について、普及・充実を進めます。（総務課）
- 大規模地震や集中豪雨により深層崩壊や地滑り等が発生する可能性がある場合、二次災害の発生を防止するため、関係機関と連携し迅速に避難情報を提供する体制を整備します。（総務課）

1-4 火山噴火による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価①】

- 本村の火山は、他の伊豆諸島に比べ噴火の頻度が低い状況ですが、噴火した場合には甚大な被害が想定され、噴火警戒レベルの運用に伴い、警戒避難等の円滑な対応に向け準備する必要があります。（総務課）
- 火山噴火時に、住民が迅速に避難できるよう、実効性の高い避難マニュアル等を準備する必要があります。（総務課）

【強靱化の推進方針】

- 火山防災対策の推進

【強靱化の取組内容】

- 神津島火山避難計画に基づき、それぞれの警戒レベル、噴火が発生した場合の立入り規制及び避難の目安等の周知、対応を準備します。（総務課）
- 噴火時には短時間で居住地域等に影響が及ぶことから、関係機関等と連携し監視観測機器の整備や観測体制の強化等により、噴火兆候の早期把握に努めます。また、迅速な避難を実施するため、実効性の高い避難マニュアル等を策定します。（総務課）
- 火山被害が想定される地域においては、都と連携し、火山砂防事業として、土石流を対象とした堆積工などのハード対策を行います。（総務課）

2 迅速な救助・救急、医療及び避難生活の環境確保

2-1 生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【脆弱性の評価①】

- 住民に対し、7日間程度の食料等の家庭備蓄、ローリングストックを呼びかける必要があります。（総務課）
- 個人で備蓄することが困難な物資や、災害時に必要な物資の備蓄拡充に努めるとともに、民間企業・団体等との応援協定の締結を促進することにより、流通備蓄の確保を図る必要があります。（総務課）
- 停電時に備えた防災拠点施設の自家発電設備の整備を図る必要があります。（総務課）
- ガソリンや自家発電設備の燃料の不足により、災害対応や生活支障が生じる可能性があることから、燃料の備蓄や災害時における燃料供給体制の整備を図る必要があります。（総務課）

【強靱化の推進方針】

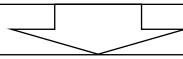
- 非常用備蓄の促進

【強靱化の取組内容】

- 家庭及び事業所での食料・飲料水・生活必需品・ポータブル燃料・簡易トイレ等の備蓄を図るため、その必要性の周知と住民への働きかけを強化します。（福祉課）
- 避難所の避難者及び避難所外避難者に食料・飲料水・生活必需品等を提供するため、公的備蓄の充実を図ると同時に、消費期限の迫った備蓄品の有効活用を図ります。（福祉課）
- 災害時において不足する物資の確保を図るため、広域の自治体間、民間企業、団体等との連携強化により調達体制の整備、流通備蓄等の確保を図ります。（福祉課・総務課）
- 公共施設における電力供給停止に備え、自家発電設備など非常時バックアップ体制の整備を促進するとともに、燃料供給業者、国、都や石油関係団体等と連携したガソリン・重油・LPガスなど燃料供給体制の整備を図ります。（総務課）
- 避難所への省電力機器、自家用発電設備や太陽光発電及び蓄電池の整備など自立・分散型エネルギーの導入を推進し、エネルギー供給源の多様化や分散化を図ります。（総務課）
- 太陽光パネルを設置し電気自動車に充電をするステーションの活用を推進します。（総務課）

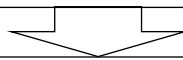
【脆弱性の評価②】

- 島外から支援物資を受入れる物資集積拠点のほか、様々な災害に対応できるよう、補完する候補施設を関係機関や民間施設も含めて選定し、受入体制の拡充を図る必要があります。（総務課）
- 物資の受入手順や体制等を定める受援計画の策定、定期的な検証や見直しが必要です。また、災害時の相互応援協定等に基づき、国や都、関係機関等と連携した訓練等を実施し、見直しや実効性の向上を図る必要があります。（総務課）
- 支援物資の輸送に関し、民間企業や各種団体等との応援協定の締結を進める必要があります。（総務課）
- 支援物資のプッシュ方式の輸送に対応し、指定避難所への物資輸送について、ラストマイルを中心とした搬送計画についても検討する必要があります。（総務課）



【強靱化の推進方針】

- 救援物資受入体制の整備



【強靱化の取組内容】

- 島外から支援物資を受入れる輸送ルートの確保、物資集積場所の整備に努めるとともに、物資の受入手順や体制等を定めた受援計画等を策定します。（総務課）
- 支援物資のプッシュ方式の輸送に対応し、指定避難所への搬送について検討するとともに、協定を締結している企業等については、定期的に情報交換や連絡窓口の確認等を行うなど連携体制の維持・強化を図ります。（総務課）

【脆弱性の評価③】

- 有事の際、物資輸送基地となり得る自衛隊ヘリ離着陸場（ヘリポート）について村落まで村道1号線の狭隘道路の拡幅計画を進めています。（建設課）
- 物資の供給や救援・救護を確実にするため基幹道路等についての更なる整備や、補完する村道や農林道も含め引き続き防災対策を推進する必要があります。（総務課）
- 島外から物資を受入れる際の拠点となる港湾・漁港・空港施設等の耐震化等の推進と併せ、臨時ヘリポートの確保等を進める必要があります。（総務課）
- 熱海ルート高速船（熱海便）が廃止され、海路が減少しています。（産業観光課）

【強靱化の推進方針】

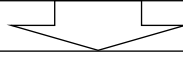
- 緊急輸送道路などの災害対応力の強化

【強靱化の取組内容】

- 都と連携し、陸・海・空の輸送基盤の防災対策等を着実に進めるとともに、複数輸送ルートの確保を図るなど平常時の輸送力を強化します。（総務課）
- 被災時における迅速な救援・救護を確実にするため、都と連携し、道路の計画的な整備をはじめ、橋梁及びトンネルの信頼性・安全性を確保する維持管理などにより災害に強い道路ネットワークの構築を図ります。（建設課）
- 村道、農林道等については、法面等の整備、狭隘道路の拡幅や線形改良、舗装などきめ細かな整備・改良に努めます。（建設課）
- 都と連携し、海上から物資を受入れる際の拠点となる港湾施設の耐震化等の推進、神津島空港の活用や神津島臨時ヘリポートの適切な管理を行います。（産業観光課・総務課）
- 都と連携し、三浦漁港の沖側船揚場の整備及び静穏度確保に向けた係留施設の整備等、漁船など小型船が安全で安心して停泊できる漁港の拡充を促進します。（産業観光課・建設課）
- 熱海ルート高速船（熱海便）の減便が進む中、空路も含めて改善・充実を関係機関に要請します。（産業観光課）

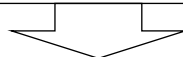
【脆弱性の評価④】

- 大規模災害による長期断水を防ぐため、簡易水道施設の耐震化や老朽化対策を推進していますが、さらに多様な水源利用の検討を進める必要があります。
(環境衛生課)



【強靱化の推進方針】

- 水道施設の耐震化と供給体制の強化



【強靱化の取組内容】

- 本村に6箇所ある水源を定期的に調査し、適切に管理するとともに、老朽化が進む水源施設の計画的な改修を図ります。(環境衛生課)
- 簡易水道の長期間にわたる供給停止を防ぐために、前浜地区、多幸湾地区、沢尻地区、鏑崎地区の4地区の基幹管路や大沢配水池の耐震化、配水池との連絡管の整備及び老朽化対策を促進します。(環境衛生課)
- 緊急遮断弁の設置と併せ、緊急時に非常用発電機が稼働するよう燃料の確保に努めます。(環境衛生課)
- 災害時の水道供給体制として、非常用飲料水の確保や応急復旧用資機材、仮設浄水システムの整備、都や他自治体への応援協力要請を含む復旧応援体制の強化を進めます。(環境衛生課)

2-2 長期にわたる孤立地域の発生

【脆弱性の評価①】

- 本村では、道路の通行止めにより孤立エリアの発生が懸念され、道路や港湾等における防災対策を進める必要があります。（建設課）
- 孤立を迅速に解消するため、都、民間事業者等と連携し、道路や航路等の早期啓開体制を整備する必要があります。（建設課）

【強靱化の推進方針】

- 道路や港湾等における防災対策の強化

【強靱化の取組内容】

- 基幹道路の耐震化や土砂災害防止対策、孤立する可能性のあるエリアに通じる道路防災危険箇所の対策、農道等も含めた代替ルートを確保します。
（産業観光課・建設課）
- 神津島建設業協会と災害協定の締結を踏まえ、孤立を迅速に解消するため、都、建設会社等と連携し、道路の早期啓開体制の整備に努めます。（建設課）

【脆弱性の評価②】

- 大規模災害による孤立に備え、衛星携帯電話など通信手段を確保するとともに、避難所等に必要な資機材・食料等の備蓄を進める必要があります。（福祉課）
- 地域の住民に対して、平素から食料、飲料水の備蓄などの周知を図るとともに、孤立が長期化した場合の集団避難について、都等関係機関と検討する必要があります。（福祉課）
- 空からの救出・救助や物資の輸送等を行う消防防災ヘリコプターの活用、ヘリコプター離着陸場の整備、船舶による緊急輸送に係る環境整備を促進する必要があります。（福祉課・総務課）
- 指定避難所である生きがい健康センターに非常用発電機の設置を行っていますが、その他の施設の設置を進める必要があります。（福祉課）

【強靱化の推進方針】

- 孤立対策の充実

【強靱化の取組内容】

- 大規模災害による孤立に備え、通信サービスの充実、衛星携帯電話、非常通信用回線など災害時に大きな干渉を受けない通信設備の配備を促進します。（総務課・情報通信課）
- 既に設置が完了した生きがい健康センターを除く指定避難所等に、資機材・食料、生活必需品等の分散備蓄を進めます。（福祉課）
- 指定避難所への省電力機器や自家発電機器の導入及び燃料の備蓄・確保に努めます。（福祉課）
- 必要量の食料、飲料水の備蓄、携帯ラジオ等の備えなどの家庭内備蓄の周知・促進を図ります。（福祉課・総務課）
- 警察、消防、自衛隊、海保の航空部隊を早期投入した孤立者の搬送、救出・救助や物資の輸送等を行うため、ヘリコプター等の派遣要請の迅速化を準備します。（福祉課・総務課）
- 平常時より地理空間情報の整備・更新、空輸可能エリア等の把握に努め、ヘリポートの維持管理を促進します。また、海路からの物資や人の輸送方法を検討します。（総務課）
- 現在、津波浸水想定区域にある備蓄倉庫を、高台の「よたね広場」（ヘリポート候補地）へ移設することを検討します。（総務課）

2-3 消防等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足

【脆弱性の評価①】

- 大規模災害時に救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防、海保等との、平常時から連携を密にして情報共有等を行い、災害対応能力を向上させる必要があります。（総務課）
- 全国から派遣される救助機関等の受入手順等について、受援計画の策定を進める必要があるとともに、国や都、関係機関等と連携した訓練等を行うなど受援体制の強化を図る必要があります。（総務課）

【強靱化の推進方針】

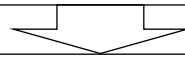
- 救助・救急機関等との連携の強化

【強靱化の取組内容】

- 警察、消防、自衛隊や海保のほか、警察災害派遣隊や緊急消防援助隊、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）など各機関等の応援部隊の受入れ、東京消防庁応援協定等を踏まえた広域受援体制を整備します。（総務課）
- 各機関の受入手順や体制等を定める受援計画を策定するとともに、連携を強化するための各種訓練を検討します。（総務課）

【脆弱性の評価②】

- 救出・救助活動の中心となる消防等について、体制強化等を図るほか、消防施設の耐震化を進めるとともに、災害対策用の資機材や情報通信基盤の充実を図る必要があります。（総務課）
- 大規模災害時の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティが大きな役割を果たすため、防災活動の活性化、地域防災リーダーの育成等に努める必要があります。（総務課）
- 地域防災の中核を担う消防団員については、自治会や事業所と連携して加入の働きかけを強化するとともに、装備資機材の充実を図る必要があります。（空港消防所）



【強靱化の推進方針】

- 消防力の充実



【強靱化の取組内容】

- 空港消防所の人的体制の維持・充実を図るとともに、通報受診体制の強化、施設の耐震化、災害対策用の装備資器材を進め消防力の強化に努めます。（空港消防所）
- 消防団詰所大規模改修工事を実施します。（空港消防所）
- 消防団への加入の働きかけの強化により消防団の定員（210名）確保を図るとともに、必要な機材の整備と消防訓練のさらなる充実強化に努めます。（空港消防所）
- 大規模災害時の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等のため、自治会との連携方策を検討し、地域における防災活動の活性化や資機材の充実、救命講習等の開催、防災士のなど地域防災リーダーの養成・活用など、地域の防災力の向上に努めます。（総務課）

2-4 大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱

【脆弱性の評価①】

- 本村には、海水浴場、観光地や施設、イベントが数多くあり、災害時には観光客や来訪者が帰宅困難になる可能性があるため、帰宅困難者の滞在場所や備蓄を確保する必要があります。（福祉課）
- 観光客・帰宅困難者に対し、適切な情報提供や支援を行うため、観光施設、旅客施設等を活用する必要があります。（総務課・産業観光課）
- 帰宅するために必要な交通インフラを早期稼働するため、関係機関や事業者等と連携し、港湾や空港等の早期復旧体制を整備する必要があります。（総務課）

【強靱化の推進方針】

- 観光客・帰宅困難者への対策

【強靱化の取組内容】

- 帰宅困難者の一時滞在場所となる避難所などの公共施設、観光協会や宿泊施設等と連携した受入スペースの拡充を図るとともに、毛布、食料、医薬品等備蓄品、簡易トイレや発電機など防災資器材等を確保していきます。（福祉課・産業観光課）
- 事業所等に対し、来訪者等が帰宅困難になる場合を想定し、その場にとどまれるよう緊急物資備蓄の促進、業務継続計画（BCP）策定を促します。（福祉課・産業観光課）
- 都の応援協定に沿い、観光施設、旅客施設等を災害時帰宅支援ステーションとして活用し、情報提供体制を整備します。（産業観光課）
- 交通インフラを早期に稼働するため、関係機関や事業者等と連携し、港湾や空港等の早期復旧や代替輸送の確保のための体制づくりを進めます。（総務課）

2-5 医療・保健・福祉機能の麻痺

【脆弱性の評価①】

- 神津島村国民健康保険直営診療所の災害時のエネルギー供給や医薬品・医療資機材の供給・調達など稼働体制を維持する必要があるとともに、断水した場合の透析対策を進める必要があります。（保健医療課）
- トリアージや遺体収容も含め準備は整っているものの、繁忙期の大規模災害において発生する多数の負傷者への処置対応体制を超える負傷者が出た場合の対応が懸念されます。そのため、応急処置・搬送・治療など、適切な医療の提供について検討する必要があります。（保健医療課）
- 災害時に医療支援が必要な難病患者等に対して迅速な対応ができるよう、水の確保を検討する必要があります。（保健医療課）
- 大津波発生時は海底ケーブルの切断が必至であることから、EMIS（広域災害救急医療情報システム）のネットワークが途絶えた場合に備えて、衛星経由でのネットワークについての検討が必要です。（保健医療課）

【強靱化の推進方針】

- 医療機関の稼働対策や重傷者の広域搬送

【強靱化の取組内容】

- 診療所の非常用電源設備の更新のほか、医療設備の耐震化、透析医療機器の更新、水道・エネルギー等の応急供給体制の強化など稼働対策を進めます。（保健医療課）
- 都など関係機関との連携のうえ、都災害時医療救護活動ガイドライン等に沿い医療救護体制の整備を進めます。また、都立広尾病院等と連携した画像電送システムによる診療支援、ヘリコプターによる緊急患者搬送体制を確保します。（保健医療課）
- 災害派遣医療チームDMAT・災害派遣精神医療チームDPATの受入れを円滑に行うため、広域災害救急医療情報システムEMISの運用体制、受入体制を強化します。（保健医療課）
- 医薬品・医療資機材の供給・調達については、平常時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が迅速に供給できる体制を構築します。（保健医療課）
- 在宅で医療機器等を使用している難病患者等の慢性疾患患者、透析患者等に対して対応ができるよう、支援体制を強化します。（保健医療課）

【脆弱性の評価②】

- 大規模災害に備え、保健・福祉施設等における、施設耐震化や稼働対策、水道・エネルギー等の応急供給体制の強化が必要です。（保健医療課・福祉課）
- 災害時における透析用の水の確保を検討する必要があります。（保健医療課）
- 災害時においても介護・療養施設等における医療的ケア・介助の継続実施、早期のサービス再開に向けた体制の整備が必要です。（福祉課）
- 要配慮者支援チームの設置など災害時の福祉支援体制の強化が必要です。（福祉課）



【強靱化の推進方針】

- 保健衛生活動や福祉支援体制の強化



【強靱化の取組内容】

- 「神津島村公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的に施設の耐震化を図ると同時に、利用者、入所者の状況を踏まえ、サービスの継続に必要な生活必需品等の備蓄をはじめ、付帯設備の整備を図ります。（福祉課）
- 介護保険サービス、障がい者サービス、保育サービスなどの早期の再開に向け事業継続体制の整備を支援します。（福祉課）
- 関係機関と連携し、医療、看護、介護等の多職種専門職から成る要配慮者支援チームの運用、災害時に不足する人材の確保など災害時の福祉支援体制の強化を図るとともに、災害時には、都から派遣される保健師を、避難所等に配置します。（保健医療課・福祉課）

2-6 被災者の健康状態の悪化、感染症等の大規模発生

【脆弱性の評価①】

- 災害時は、要配慮者をはじめ、ペットの受入等について、発災時にスムーズに対応できるよう避難所管理運営マニュアルの作成を進める必要があります。
(福祉課)
- 避難所に収容されない、又は収容を望まない被災者への対応を検討する必要があります。(福祉課)

【強靱化の推進方針】

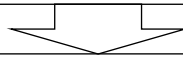
- 避難所の運営体制の充実

【強靱化の取組内容】

- 避難所での女性や高齢者など、多様な避難者の視点やニーズを取り入れ、国の「避難所運営ガイドライン」を参考に、学校などの管理者、自治会と協力し、地域の実情に合ったマニュアルを整備します。(福祉課)
- 避難所での段ボールベッドやパーテーション等の用意、授乳スペース、高齢者のスペースの確保や簡易テントの準備などプライバシーの確保、熱中症や寒さ対策など環境整備を進めます。(福祉課)
- 要配慮者の避難先となる福祉避難所を確保するとともに、社会福祉施設等管理者や関係団体と連携した設置運営訓練等により実施体制の充実を図ります。
(福祉課)
- 医療、保健、福祉の資格保持者の登録をはじめ、社会福祉協議会等関係機関と連携したボランティア活動の支援、福祉避難所の運営人材確保などを進めます。
(福祉課)

【脆弱性の評価②】

- 大規模災害時における疫病・感染症の発生・まん延を防ぐため、都と協力し消毒等の実施や感染症のサーベイランス（調査監視）体制を整備する必要があります。（保健医療課）
- 災害が繁忙期に発生した場合、観光客と地元住民の同時収容に対する課題を検討する必要があります。（保健医療課）



【強靱化の推進方針】

- 感染症のまん延防止に向けた体制の整備

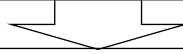


【強靱化の取組内容】

- 「都災害時保健活動ガイドライン」を活用し、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、都と連携し、災害時健康危機管理支援チームDHEATの受援体制を構築します。（保健医療課）
- 宿泊施設などの受入体制確保の詳細を整えます。（保健医療課）
- 平常時からの予防接種の接種率向上を推進するとともに、感染症の知識の周知等を継続します。（保健医療課）
- 感染症予防マニュアルの作成をはじめ、避難所の分散設置、マスク・消毒液・防護服、パーティション等の資機材の備蓄など感染症の発生・まん延防止体制を維持します。（保健医療課）

【脆弱性の評価③】

- 火葬場の非常電源設備の計画を推進するとともに、他島との広域火葬の協定を新たに結ぶ必要があります。（環境衛生課）



【強靱化の推進方針】

- 広域火葬体制の構築



【強靱化の取組内容】

- 大規模災害によって発生した遺体が速やかに火葬できない事態に備え、遺体の安置場所の確保や都と連携した広域火葬体制の強化を進めます。（総務課）

3 行政機能の確保

3-1 行政職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下

【脆弱性の評価①】

- 大規模災害発生時においても必要な機能を維持する必要があるため、村業務継続計画（BCP）を策定し、組織改正等に応じたマニュアルの見直しを行う必要があります。（総務課）
- 重要機関に対して、業務継続計画（BCP）の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時の早期稼働を促進する必要があります。（総務課）

【強靱化の推進方針】

- 業務継続体制の強化

【強靱化の取組内容】

- 村業務継続計画（BCP）の実効性を高めるため、大規模災害の知見、組織改定、関係機関・事業者との連携強化、防災訓練の実施などを踏まえ改定を行います。またITC分野のBCPの導入を検討します。（総務課）
- 都等と協力し福祉施設など重要防災施設の業務継続計画（BCP）策定を働きかけます。（総務課・福祉課）

【脆弱性の評価②】

- 都地域防災計画の改定に合わせ、村地域防災計画を改定するとともに、各種マニュアルを作成しているが、さらに体制強化を図る必要があります。（総務課）
- 庁舎等が被災により使用できない場合を想定した代替施設の確保、通信基盤や自家発電設備、燃料等ライフラインの確保対策、職員用食料等の備蓄等執務環境の整備を進める必要があります。（総務課）
- 大規模災害時に、国や都、他市町村、関係機関等と、迅速な情報収集・伝達を行う都災害情報システム（DIS）等の活用を図るとともに、重要情報の損失回避対策を行う必要があります。（総務課）
- 職員への各種研修や訓練を行うとともに、職員の安否確認など初動体制の強化に取り組む必要があります。（総務課）
- 職員の被災による機能の大幅な低下に対応するため、国や都、他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要があります。（総務課）



【強靱化の推進方針】

- 災害対策本部の機能強化



【強靱化の取組内容】

- 避難指示等の判断・伝達マニュアルなど各種災害対応マニュアルを作成・更新し、南海トラフ巨大地震や火山災害、土砂災害等への対策を推進します。（総務課）
- 災害対策の拠点となる庁舎等の非常用電源や再生可能エネルギーの導入を進めます。また、必要な資機材、職員用食料等の備蓄など執務環境の整備に努めるとともに、庁舎機能低下に伴う本部等移転先の複数検討を行います。（総務課）
- 大規模災害時に、国や都、他市町村、関係機関等と、迅速な情報収集・伝達を行うため、災害情報システム等の活用を図ります。（総務課）
- 職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や国・都の災害対策本部合同運営訓練などの様々な訓練を継続して行います。（総務課）
- 職員の安否確認及び連絡手段の確保など初動体制の強化に継続して取り組みます。（総務課）
- 都への職員派遣要請や応援協定締結自治体への応援要請など、都、他自治体から応援職員を受入れる際の受援計画の策定・受援体制の確立を進めます。（総務課）

4 情報通信・情報サービスの確保

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

【脆弱性の評価①】

- 電力の供給停止に備え、防災拠点施設において、防災通信システムや災害情報システムなど災害時における情報通信基盤の機能維持に努める必要があります。
(総務課)
- 災害時に迅速に救助や復旧活動等が行えるよう、情報通信施設の防災対策を進める必要があります。(総務課)

【強靱化の推進方針】

- 防災拠点施設等における停電対策

【強靱化の取組内容】

- 防災拠点施設において、災害時における情報通信基盤の機能維持に必要な非常用電源の整備、発電容量の適量化、省電力機器の導入を進めるとともに、事業者との連携により燃料の確保を図ります。(総務課)
- 迅速に救助や復旧活動等が行えるよう、村、関係機関や事業者も含め、情報通信施設(中継局等も含む)の耐震化や回線の多重化等の防災対策を進めます。
(総務課)

【脆弱性の評価②】

- 大規模災害に備え、平常時から通信事業者と情報共有や手順の確認等を行うとともに、連携強化に努める必要があります。（総務課）
- テレビ・ラジオ放送等が災害時に中断・停止しないよう、放送事業者は、中継局等も含めた施設の耐震化や設備の多重化等の防災対策を推進する必要があります。（総務課）



【強靱化の推進方針】

- 放送・通信事業者との連携強化



【強靱化の取組内容】

- 平常時から通信事業者と情報共有や手順の確認等を行うなど連携強化に努める。また、移動電源車、可搬型基地局、車載型移動基地の配備を要請します。（総務課）
- 放送施設の耐震化や設備の多重化等の防災対策を要請します。（総務課）

4-2 情報サービスの機能停止による避難行動や救助・支援の遅れ

【脆弱性の評価①】

- 村防災行政無線をはじめ、緊急地震速報や特別警報、土砂災害警戒情報等の緊急速報メールによるプッシュ型配信など、情報伝達手段の多様化、確実性を高める必要があります。（総務課）
- 災害時における通信規制及び電話回線の損傷、大規模停電等に備え、無線を基本とした衛星携帯電話等による情報伝達体制、災害時のリアルタイム情報の確保を進める必要があります。（総務課）
- 避難所等の防災拠点において、災害時に必要な情報を入手できるよう、情報インフラの環境変化等に応じたFree Wi-Fiスポット等の整備を促進する必要があります。（総務課）
- メディア情報中断の際にも住民に対して的確な情報提供ができるよう防災行政無線等情報通信施設の整備及びJアラート・Lアラート、SNS等の充実を図る必要があります。（総務課）

【強靱化の推進方針】

- 災害関連情報の伝達手段の多様化

【強靱化の取組内容】

- 防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声器）をはじめとして、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、緊急速報メール、SNSなど伝達手段の多様化を図るとともに、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討します。（総務課・情報通信課）
- 防災行政無線については、分かりやすい運用に努めるとともに、防災行政無線難聴状態の解消に向けた取組を強化します。（総務課）
- 被害を受けにくい情報通信システムに改めるほか、初動マニュアルの整備、情報通信訓練を実施します。（総務課）
- 国や市町村、関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、都災害情報システムを運用することにより、情報収集・共有の強化を図ります。（総務課）
- 避難所、津波避難施設や庁舎等の防災拠点において、必要な情報を入手できるよう、公衆無線LANを維持管理していきます。（総務課）
- SNS等の活用による救助要請などの早期取得、現地状況を把握するドローンの運用、監視カメラなどリアルタイム情報収集に向けた取組を進めます。（総務課・情報通信課）
- 関係機関との連携による被災状況調査、建設・運輸等の事業者との緊急連絡体制の整備を促進します。（総務課）

- 区長会等との連携により、住民への必要な情報の伝達に努め災害情報伝達訓練などを行います。（総務課）
- 「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」に基づき、多言語化や視覚化、障がいのある人に便利なアプリや機器の導入など要配慮者への災害情報の提供を進めます。
（総務課）
- 住民や島内訪問者等に向けた災害支援情報の発信のため、コミュニティチャンネルの充実を図ります。（総務課）

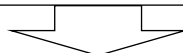
【脆弱性の評価②】

- 大規模災害による被害を最小限に抑えるためには、住民一人ひとりが、災害関連情報を正しく理解し、適切な避難行動をとることができるようにする必要があります。（総務課）
- 大規模地震発生直後の被災者救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、「共助」を担う区長会の活性化に努めます。（総務課）



【強靱化の推進方針】

- 防災・減災意識の向上等



【強靱化の取組内容】

- 大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、各種の避難訓練など実践的な訓練を推進します。（総務課）
- 災害発生リスクや適切なタイミングでの避難、周囲への避難の呼びかけなど対処方法等の周知・啓発を継続して行い、防災・減災意識の高揚に努めます。（総務課）
- 学校では、発達の段階に応じた防災教育の充実に努めるとともに、地域と連携した防災力の向上を推進します。（総務課・教育課）
- 防災士等の地域防災リーダーの育成、資機材整備に取り組むとともに、消防団や関係機関と連携した訓練の実施など、地域防災力の向上を図ります。（総務課）

【脆弱性の評価③】

- 災害が発生するおそれがある場合、空振りをおそれず、適切に避難指示等を発令する必要があります。（総務課）
- 台風など発生の前から予測できる災害に対し、適切に避難等の防災対応を行うため、あらかじめ時系列で整理した「タイムライン（防災行動計画）」の普及を行います。（総務課）



【強靱化の推進方針】

- 適切な避難行動の呼びかけ



【強靱化の取組内容】

- 大規模な風水害、土砂災害等が発生するおそれがある場合、適切に避難指示等を発令できるよう、内閣府「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、発令基準の見直しを行うとともに、手順等を取りまとめたマニュアルの作成や、確実に住民に伝達できる手段の確保を行います。（総務課）
- 台風など発生の前から予測できる災害に対し、適切に避難等の防災対応を行うため、村、防災関係機関はもとより、住民や事業者においても、あらかじめ時系列で整理した「マイ・タイムライン（防災行動計画）」の普及に取り組めます。（総務課）

【脆弱性の評価④】

- 高齢者、障がい者など、特に配慮を要する在宅要配慮者の避難を支援できるよう共助・公助による避難支援体制の整備が必要です。（福祉課）
- 介護保険施設やグループホーム、放課後学童クラブなどの各福祉施設における入所者、通所者の避難支援体制の整備が必要です。（福祉課）
- 保育園、小中学校、高等学校など各施設における園児、児童・生徒の保護、避難支援体制の整備が必要です。（福祉課）



【強靱化の推進方針】

- 要支援者対策



【強靱化の取組内容】

- 高齢者に向け緊急時に連絡が取れるよう緊急通報システムの整備を推進します。また、民生委員・児童委員等と連携し、見守り活動の充実に努めます。（福祉課）
- 避難行動要支援者名簿及び個別計画の更新を行うとともに、民生委員・児童委員、自治会など避難支援等関係者と協力し、地域における避難支援体制を整備します。（福祉課）
- 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人など要配慮者について、発災時にスムーズに対応できるよう支援マニュアル等を作成するとともに、支援を行う人材の育成など、支援体制を整えます。（福祉課）
- 園児、児童・生徒が在（園）時に災害が発生した場合を想定し、学校防災マニュアルを見直すとともに、一時保護や引き取り、通学路の安全性等の把握などができるよう体制の整備を図ります。（教育課）
- 津波や土砂災害が想定される区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を支援するとともに、地域の自治会等の協力体制を整備します。（福祉課）
- 社会福祉施設等入所者の島外への広域避難対策について支援、助言を行います。（福祉課）

5 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や施設等の被災等による経済活動の低下

【脆弱性の評価①】

- 大規模災害発生時におけるサプライチェーンを確保するため、事業者は、被害や生産力の低下を抑える業務継続計画（BCP）の策定に努める必要があります。
（総務課・産業観光課）
- 農業や漁業におけるサプライチェーンの寸断を防ぐため、流通の中心となる農業協同組合や漁業協同組合における防災対策を促進する必要があります。
（産業観光課）
- 高圧ガスや危険物等の貯蔵施設の被災は、周辺的生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する必要があります。
（総務課）

【強靱化の推進方針】

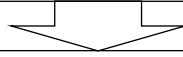
- サプライチェーンの寸断対策、産業施設等の被災対策

【強靱化の取組内容】

- 中小企業における主体的な業務継続計画（BCP）策定を促進するため、都と協力し普及啓発を図ります。（産業観光課）
- 農林水産業等における事業継続のため、農業協同組合や漁業協同組合と連携した防災対策の推進、平常時からの地産地消の促進など事業継続体制の確立に向けた支援を行います。（産業観光課）
- 危険物質を取扱う施設について、施設の耐震化を要請します。また、各種災害対応の事前計画の策定や災害情報を周辺住民等に迅速に伝達する体制を構築します。（総務課）

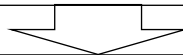
【脆弱性の評価②】

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関において、施設や設備等の耐震化や燃料備蓄等の対策を進めるほか、平常時から連携体制を強化する必要があります。（建設課）



【強靱化の推進方針】

- エネルギー供給体制の確保

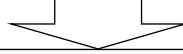


【強靱化の取組内容】

- 各ライフライン機関において、施設や設備等の耐震化や燃料備蓄、自立・分散型エネルギーの導入等の対策を進めるほか、村においても、平常時から訓練や連絡会議等を実施するなど連携体制を強化します。（総務課）
- 燃料供給については、国・都と連携し、石油関係団体をはじめとした関係団体等と情報交換を行うなど連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進めます。（総務課）
- 燃料供給に係る事業者との協定締結を踏まえ、燃料備蓄体制を検討します。（総務課）

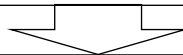
【脆弱性の評価③】

- 大規模災害により、道路、海上輸送路等の交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や都、関係機関等と連携し、代替ルートの検討や施設の耐震化等の防災対策を推進する必要があります。（建設課）



【強靱化の推進方針】

- 基幹的な陸上海上交通ネットワークの機能停止対策



【強靱化の取組内容】

- 都と連携し、基幹的な道路や港湾・空港施設など交通ネットワークの防災対策や迂回路の確保、道路等の早期啓開体制を整備します。（建設課）
- 都と連携し、港湾・漁港施設等の耐地震・耐津波性能を向上させ、南海トラフ巨大地震等の地震・津波に対して人命を守り、被害を小さくするほか、発災後の復旧活動等に必要な緊急輸送に資する岸壁等の整備に努めます。（建設課）

5-2 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下

【脆弱性の評価①】

- 大規模災害時に、食料等の安定供給を図るため、関係団体等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進める必要があります。（総務課）
- 農林水産業の被害を最小限に抑え、速やかに被災農地や漁港等を復旧し、事業を再開する必要があります。（産業観光課）
- 「よたね広場（ヘリポート候補地）」の整備により、備蓄倉庫を改修し、集積配布のサブ拠点の機能を充実する必要があります。（総務課）

【強靱化の推進方針】

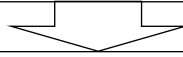
- 食料等の供給体制の確保

【強靱化の取組内容】

- 大規模災害時の食料等の安定供給を図るため、農業協同組合や漁業協同組合等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進めます。（産業観光課）
- 大規模災害時に、農林水産業の被害を最小限に抑え、速やかに被災農地等を復旧し、事業を再開するため、農林水産業版の業務継続計画の策定を進めます。（産業観光課）
- 食品産業事業者、食品等の流通事業者、農業協同組合、漁業協同組合、小売店、商工会との連携・協力により食料等の供給体制の確保対策を進めます。（産業観光課）

【脆弱性の評価②】

- 大規模災害時に備え、村と都や関係団体等との間で締結している協定に基づき、災害時に円滑に緊急輸送等が実施できるよう取組を推進する必要があります。
(産業観光課)



【強靱化の推進方針】

- 物流機能等の維持・早期再開



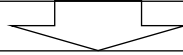
【強靱化の取組内容】

- 大規模災害時における人や物資等の緊急輸送に備え、支援活動が実施できるよう情報共有に努めるなど、実効性を高めるための取組を推進します。また、物資輸送拠点や輸送手段の確保に向け新たな協定締結の検討を進めます。
(産業観光課)
- 物資の輸送ルート及び被災時の代替えルートを確保するため、国や都、建設事業者等と連携し、道路等の早期啓開体制を整備します。さらに、都と連携し、道路、港湾・漁港施設等の耐震対策や長寿命化により、インフラの被害軽減を図ります。(産業観光課)

5-3 農地、森林等の荒廃による生産基盤の機能低下

【脆弱性の評価①】

- 農地・農業水利施設等の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進し、農業生産基盤の強化を図る必要があります。（産業観光課）



【強靱化の推進方針】

- 農地や農業用施設等の適切な保全管理



【強靱化の取組内容】

- 耕作放棄地の対策及び担い手不足の解消に向けた施策を進め、農地・農業の持つ防災、環境・生態系の保全、景観形成、文化伝承など多面的機能の保全を図ります。（産業観光課）
- 農地の保水や土壌流出などの保全機能の維持を図るため、都と連携しながら、保全管理や水利施設の設備更新など農業用施設の長寿命化を進めます。（産業観光課・建設課）
- 地域コミュニティ等による施設等の適切な保全管理や、自立的な防災・復旧活動等の体制整備を推進します。（産業観光課・総務課）

【脆弱性の評価②】

- 森林の荒廃等により、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されるとともに、農地・農業水利施設等の損壊を抑えるため、適切な森林整備や効果的な山地防災対策を進める必要があります。（産業観光課・総務課）
- 森林が有する多面的機能を維持するため、森林保全活動や環境教育を推進する必要があります。（総務課）



【強靱化の推進方針】

- 森林が有する多面的機能の維持と生産基盤の強化



【強靱化の取組内容】

- 森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、水源涵養等）を維持する健全な森づくりを推進し、森林荒廃による土砂の流出や表層崩壊等を防止する治山事業などを進めます。（産業観光課・総務課・都）
- 地域に根差した植生の活用等、自然と共生した森づくりや森林保全活動・環境教育を推進します。（総務課）

6 ライフライン、交通等の早期復旧

6-1 ライフラインの長期間にわたる機能停止

【脆弱性の評価①】

- 大規模災害による電力、通信、上下水道、LPガスなどのライフラインの長期停止は、社会生活全般に多大の機能低下をもたらすことから、事業者等は、施設や設備の耐震化や老朽化対策等の促進、復旧体制の充実を図ります。（総務課）
- 電力が喪失した場合は非飲料水の供給のみとなるとともに、供給も燃料の搬入が滞った場合3日間が限度となることから、発電機やその燃料の確保を検討することが必要です。（総務課）

【強靱化の推進方針】

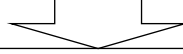
- ライフラインの防災対策の推進

【強靱化の取組内容】

- 新規水道業者の育成体制の強化を図ります。（環境衛生課）
- 電力、通信、上下水道、LPガスなどの各ライフラインを所管する機関や事業者は、施設や設備の耐震化や老朽化対策等を促進するとともに、迅速な復旧を図るため、業務継続計画（BCP）の見直しや非常用電源の配備や燃料確保、資機材や人員の確保等の体制構築を要請します。（総務課）
- 迅速な復旧・復興のため、各ライフライン事業者は平常時から連絡会議等を通じ情報共有や意見交換を行うなど連携体制の強化を要請します。（総務課）

【脆弱性の評価②】

- エネルギー供給源の多様化を図るため、太陽光等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要があります。（総務課）



【強靱化の推進方針】

- エネルギー供給の多様化



【強靱化の取組内容】

- 災害発生時において長期停電の影響を回避するため、家庭や事業所、避難所の自家発電やコージェネレーション設備、蓄電池、電気自動車等の普及促進を図ります。（総務課）
- 多様なエネルギー供給源の確保を図るために太陽光・バイオマス、地熱等の自立分散型エネルギーの導入を促進します。（総務課）

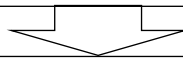
【脆弱性の評価③】

- 災害時には、住民に節水の呼びかけを行い、併せて計画断水を推進する必要があります。（衛生衛生課）
- 各給水区域の人口動態を考慮し、水源の確保と災害発生時にも対応できる安定した供給体制が求められており、併せて節水方法などの啓発活動を行う必要があります。（総務課）



【強靱化の推進方針】

- 水資源の確保や節水型社会づくりの推進



【強靱化の取組内容】

- 限りある水資源を有効に活用するため、実態に応じた水利用の調整に努めるとともに、湧水地の保全等を通じ、健全な水循環の保全を進めます。（環境衛生課）
- 水資源の重要性に関する啓発や、節水や雨水利用等に関する情報提供等を通じ、住民の節水意識の高揚に努めるとともに、節水機器等の普及などにより、節水型社会づくりを推進します。（環境衛生課）

6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【脆弱性の評価①】

- 農業集落排水処理施設の維持管理と施設や基幹管路の老朽化に伴う耐震改修や非常用設備の整備などを行う必要があります。（環境衛生課）
- 電源喪失した場合マンホールポンプ等は非常用発電により作動できるものの、燃料の供給が停止した際は排水不可となることから、その対策が必要です。（環境衛生課）

【強靱化の推進方針】

- 下水道等の防災対策の推進

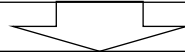
【強靱化の取組内容】

- 排水処理施設の建屋の健全化調査を推進し、浸水・停電対策をはじめ、施設の改築更新を進めます。（環境衛生課）
- 避難施設と近隣マンホールの位置及び排水を考慮するとマンホールトイレの利用は困難である為、災害用トイレの確保を検討します。（環境衛生課）
- 農業集落排水処理区域外の浄化槽については、住民に対し、災害に強い合併浄化槽整備への働きかけを推進します。（環境衛生課）
- 農業集落排水処理施設の脱水汚泥を焼却処理する神津島村清掃センターへの道路アクセスの改善や建屋の補強等の防災対策を都へ要望します。（環境衛生課）

6-3 基幹的な交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

【脆弱性の評価①】

- 道路交通ネットワークが分断されないよう都と連携を深め、各種交通施設の耐震化や代替ルートの確保、道路啓開体制の整備を進める必要があります。
(建設課)



【強靱化の推進方針】

- 道路交通ネットワークの整備促進



【強靱化の取組内容】

- 災害に強い幹線道路のネットワーク化を進めるため、都道、幹線村道の整備を推進します。また、橋梁、トンネル、法面等の防災対策を推進します。
(建設課)
- 道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進めます。(建設課)
- 都道の橋梁やトンネル等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちの修繕など計画的な老朽化対策を要請します。(建設課)
- 主要道路の代替ルートや避難道路となる村道や農林道についても、法面改良や舗装等の防災対策を進めます。(建設課)

【脆弱性の評価②】

- 海上輸送拠点となる港湾や漁港において、大規模地震や津波が発生した場合にも使用できるよう整備を進めるとともに、計画的に老朽化対策を進める必要があります。（建設課）
- 港湾や漁港が被災した場合においても速やかに復旧できるよう、体制を整備する必要があります。（建設課）



【強靱化の推進方針】

- 港湾・漁港施設等の整備促進



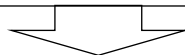
【強靱化の取組内容】

- 港湾や漁港において、都と連携し、大規模地震や津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁などの整備を要請します。また、漁港において、陸揚げ岸壁等の重要施設の耐震・津波強化対策を着実に進めます。（建設課）
- 港湾・漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化対策を要請します。（建設課）

6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全

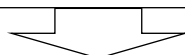
【脆弱性の評価①】

- 南海トラフ地震等の発生に備え、海岸保全施設等については、発生頻度の高い津波（レベル1津波：概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度）を対象に設計津波水位を設定し、堤防・護岸等の整備を推進する必要があります。（建設課）



【強靱化の推進方針】

- 海岸堤防等の整備、耐震対策

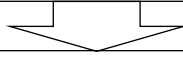


【強靱化の取組内容】

- 堤防・護岸等の海岸保全施設等は、発生頻度の高いレベル1津波を対象として、都と協力し堤防・護岸の嵩上げや耐震化対策等を計画的に進めます。また、高潮対策として波高低減対策を進めます。（建設課）

【脆弱性の評価②】

- 被災地への迅速かつきめ細かな救援・救護、機能復旧に必要な基幹道路の整備や災害時でも通行可能な信頼性の高い道路ネットワークの構築を図る必要があります。（建設課）



【強靱化の推進方針】

- 信頼性の高い、災害時道路ネットワークの構築



【強靱化の取組内容】

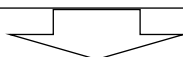
- 緊急輸送道路の整備や災害時でも通行可能な信頼性の高い道路ネットワークの構築を図るため、都と連携し、耐震化等の防災対策を推進します。（建設課・総務課）

7 強靱な姿で復興する条件の整備

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

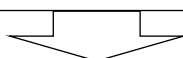
【脆弱性の評価①】

- 災害廃棄物発生量の推計、仮置場の確保、処理方法等について、災害時の道路通行状況を仮想想定し決定する必要があります。（環境衛生課）



【強靱化の推進方針】

- 実効性のある災害廃棄物処理体制の構築



【強靱化の取組内容】

- 災害廃棄物処理計画に基づき、ストックヤード施設等仮置き場の確保など災害時に早急に受入れできる体制を整備します。（環境衛生課）
- 都、他の伊豆諸島の島々及び処理事業者と連携し、災害廃棄物処理の広域協力体制の構築を図ります。（環境衛生課）
- 令和17年（2035年）まで活用する、現在利用している清掃センターの適切な維持管理に努めるとともに、新清掃センター及び資源リサイクルセンターの整備を推進します。また、廃棄物処理施設については、燃料の備蓄など災害対策を推進します。（環境衛生課）

7-2 人材不足、地域コミュニティの崩壊等による復興の大幅な遅れ

【脆弱性の評価①】

- 神津島建設業協会との災害協定の締結を踏まえ、大規模災害時における道路啓開等の復旧・復興を迅速に行うために、各建設業者との協力体制の強化が必要です。（建設課・総務課）
- 職員・施設等の被災による行政機能の低下を回避するため、都や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要があります。（総務課）
- 社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、災害ボランティアの育成や災害ボランティア受入体制を整備する必要があります。（福祉課）

【強靱化の推進方針】

- 復旧・復興を担う人材等の確保

【強靱化の取組内容】

- 大規模災害時における道路啓開等の復旧・復興を迅速に行うため、建設事業者との協力体制の実効性を高めます。（建設課・総務課）
- 村の職員・施設等の被災を回避するため、職員への被災防止研修の実施をはじめ、他自治体からの支援を円滑に受ける受援計画を策定し受入体制を整備します。（総務課）
- 関係機関を交えた避難訓練を実施することにより、連携の際の課題を洗い出し、また島外からの災害ボランティアの受入体制の整備についても検証を行うなど、実効性の高い体制の整備を図ります。（福祉課）

【脆弱性の評価②】

- 地域が迅速に復旧・復興するためには、地域コミュニティの活性化を図ることが必要です。また、地域課題の解決に取り組むため、地域協働ネットワークの構築を支援する必要があります。（総務課）
- 空き家バンク制度の運用をしているものの、住宅不足があることから実績に繋がっていないため、住宅確保に向けての施策が必要です。（企画財政課）



【強靱化の推進方針】

- 地域コミュニティの活性化

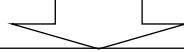


【強靱化の取組内容】

- 区長会や消防団等を中心に、地域住民や事業所等が協力し、防災訓練等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図ります。（総務課）
- 防災士等の養成、男女共同参画の視点からの防災対策の推進等により地域の防災活動を支える人材の育成を進めます。（総務課）
- 地域の担い手など人材確保のため移住・定住促進策を推進します。（企画財政課）

【脆弱性の評価③】

- 文化財建造物及び文化財収蔵施設の耐震化をはじめ、被災文化財の救出活動等を行うため、災害対応能力の向上を図る必要があります。（教育課）



【強靱化の推進方針】

- 文化財の防災対策



【強靱化の取組内容】

- 災害発生時における被災文化財の救出活動を適切に行うため、文化財所有者をはじめ都や関係機関等と連携を図りながら、災害対応訓練等を実施し、災害対応能力の向上を図ります。（教育課）
- 各施設（歴史、芸術、産業、自然科学等）における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を防止します。（教育課）
- デジタル化された鈴木テル子作品や、各施設の収蔵物のほか、有形・無形の文化を写真や映像等に記録し、アーカイブ化を進めます。（教育課）

7-3 生活・経済支援の遅延による復旧・復興の大幅な遅れ

【脆弱性の評価①】

- 災害復旧・復興を迅速に取り組むため、避難所運営人材の育成をはじめ、仮設住宅用地の確保・整備、被災建築物応急危険度判定、応急仮設住宅の建設や民間借上げ、罹災証明書の速やかな交付、税の減免など様々な生活支援への対応策の準備を整えることが必要となっています。（各課）

【強靱化の推進方針】

- 生活支援体制の整備

【強靱化の取組内容】

- 避難所において、良好な生活環境の確保を図るため、必要な資機材等の整備や運営する人材の育成に努めます。（総務課）
- 応急仮設住宅の建設など体制の整備を図るとともに、空き家活用や宿泊施設の一時転用なども含め民間借上住宅の提供を検討します。（総務課）
- 仮設住宅建設候補地において、災害発生時にスムーズに利用できるよう事前協議を行うとともに、用地の確保検討・協議を進めます。（総務課）
- 被災住宅の応急修理や新築等を支援するため、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給等の事務について、速やかに実施できる体制を整備します。（総務課）
- 罹災証明書の迅速な発行や被災者台帳の円滑な作成のため研修を実施し、生活再建支援に早期着手できる体制を構築します。（総務課）
- 有事の際は、税の期限の延長や納税の猶予・減免など特例措置により、速やかに生活が再建できるように配慮します。（企画財政課）
- 経済活動が低下した場合の国・都・村による現金給付等の支援や雇用の維持などサポート体制を想定しておきます。（産業観光課）
- 大規模災害に備え、財政調整基金等の積み増しを推進します。（企画財政課）

【脆弱性の評価②】

- 災害発生時において、正しい情報を発信するため、発信すべき情報、情報発信経路を整備する必要があります。（総務課）
- 消費者の過剰反応などの風評被害等を防ぐため、必要な情報を迅速かつ的確に発信する必要があります。（総務課）



【強靱化の推進方針】

- 風評被害の防止



【強靱化の取組内容】

- 災害発生時における風評被害払拭のため適切かつ積極的な広報活動を実施します。また、特産品や観光業等の風評被害対策に取り組めます。（産業観光課）

第5章 重点プログラムの設定

1 プログラムの重点化の考え方と設定方法

本計画では、国の基本計画で設定された事態を参考に、脆弱性評価のプロセスを踏まえ、23の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

さらに、本村の特性や被害想定を勘案し、以下に示す視点から優先度を総合的に判断し、「重点化すべきプログラム」として選定しました。

2 重点化すべきプログラムの一覧

本計画では、以下の13の「重点化すべきプログラム」を選定しました。

【本計画におけるリスクシナリオの設定】

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 最大限の人命保護	1-1 地震による建物倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
	1-2 津波等による多数の死傷者の発生
	1-3 風水害や土砂災害等による多数の死傷者の発生
2 迅速な救助・救急、医療及び避難生活の環境確保	2-1 生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-5 医療・保健・福祉機能の麻痺
3 行政機能の確保	3-1 行政職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下
4 情報通信・情報サービスの確保	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2 情報サービスの機能停止による避難行動や救助・支援の遅れ
5 経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーンの寸断や施設等の被災等による経済活動の低下
	5-2 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下
6 ライフライン、交通等の早期復旧	6-1 ライフラインの長期間にわたる機能停止
	6-3 基幹的な交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
7 強靱な姿で復興する条件の整備	7-3 生活・経済支援の遅延による復旧・復興の大幅な遅れ

3 重要業績指標(KPI)

本計画では、計画の進捗を評価できるよう、事前に備えるべき目標ごとに以下の重要業績指標（KPI）を設定しました。

【事前に備えるべき目標ごとの重要業績指標（KPI）】

事前に備えるべき目標	基準値	目標値	関連する「起きてはならない最悪の事態」
地域防災の推進への満足度 （住民アンケート調査結果）	満足度 8.7% (R2年度)	満足度 60.0% (R12年度)	1-1 地震による建物倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
			4-2 情報サービスの機能停止による避難行動や救助・支援の遅れ
舗装済道路延長	83.2 Km (R1年度)	85.0Km (R12年度)	1-1 地震による建物倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
			5-1 サプライチェーンの寸断や施設等の被災等による経済活動の低下
			5-2 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下
			6-3 基幹的な交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
港湾の整備への満足度（住民アンケート調査結果） 漁港の整備への満足度（住民アンケート調査結果）	満足度 41.8% (R2年度) 満足度 19.9% (R2年度)	満足度 50.0% (R12年度) 満足度 22.0% (R12年度)	1-1 地震による建物倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
			5-1 サプライチェーンの寸断や施設等の被災等による経済活動の低下
			5-2 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下
			6-3 基幹的な交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
土砂災害ハザードマップの作成	作成済 (R6年度)	改訂 (R12年度)	1-3 風水害や土砂災害等による多数の死傷者の発生
火山避難マニュアル等の策定	策定済 (R6年度)	改訂 (R12年度)	1-4 火山噴火による多数の死傷者の発生
避難所運営マニュアルの作成	作成済 (R6年度)	改訂 (R12年度)	2-5 医療・保健・福祉機能の麻痺
			2-6 被災者の健康状態の悪化、感染症等の大規模発生
業務継続計画の改定	改訂済 (R6年度)	再改訂 (R12年度)	3-1 行政職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下
			5-1 サプライチェーンの寸断や施設等の被災等による経済活動の低下
受援計画の策定	未策定 (R6年度)	策定 (R12年度)	3-1 行政職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下
			7-3 生活・経済支援の遅延による復旧・復興の大幅な遅れ

第6章 計画の推進

1 本計画の進捗管理

本計画に基づく取組を確実に推進するため、関連事業等の進捗状況を毎年度把握し、各種取組の見直しや改善、必要となる予算の確保等を行いながら事業を推進します。

また、本村だけでは対応できない事項については、国・都・関係機関等への働きかけなどを通じ、事業の推進を図ります。

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、PDCAサイクルを繰り返して進めます。

2 他の計画等の見直し

国土強靱化地域計画は、他の分野別計画の指針となる計画（アンブレラ計画）とされており、そのため、本村の総合計画や地域防災計画をはじめとする様々な計画においては、必要に応じて所要の検討を行い、本計画との整合を図っていきます。

神津島村国土強靱化地域計画
(令和8年度～令和12年度)

令和8(2026)年3月

発行：神津島村

〒100-0601 東京都神津島村 904 番地

TEL：04992-8-0011(代表)

FAX：04992-8-1242

URL <http://vill.kouzushima.tokyo.jp/>

企画・編集：企画財政課



星空保護区



神津島村